

## 第2部 総論—公共用地取得について

### 第1章 公共用地取得の意義と概要

#### 1 公共用地取得の意義

公共用地取得とは、行政が社会資本（インフラ）を整備するために必要な用地（土地、空間）を取得することを言う。例えば、道路、河川（堤防・ダム等）、公園、教育施設、鉄道等の事業を実施するために必要な用地を取得することなどが挙げられる（藤川・2頁）。

用地の取得行為自体は、民間の事業者・個人等においても存在するものであるが、行政主体等による公共用地取得は、社会資本（インフラ）整備を目的とするものであり、地域の課題・ニーズ等を調査し行政内部で種々検討して作成された事業計画に基づき必要な用地を取得することであること、事業計画上必要とされた用地は必ず取得することが必要であること、用地取得の手法として次に述べるように「任意取得」のみならず「強制取得」も認められる等、民間における用地取得とは大きく異なっている。

#### 2 公共用地取得の必要性—社会資本整備

上記の道路・公園・教育施設といった公共的便益を生産する資本ストックは、社会資本あるいは社会的間接資本と呼ばれるが、これらの資本ストックは、生産物が公共財としての性格を持つため、市場機構による適切な価格形成と蓄積を期待できない。すなわち、社会資本は、財・サービスの生産に間接的に貢献する資本であって、一般的な経済活動の基礎条件を構成するとともに、それが間接的であるために市場機構を通じては十分な供給が必ずしも保証されないという特性をもっている。

このため、社会資本の蓄積と維持は政府の果たすべき重要な役割とされているが、社会資本整備、公共事業遂行のためには多くの場合、用地（土地、空間）の取得が必要となる。用地の取得は、通常公共工事の必要・不可欠な条件であり、公共事業の施行者が用地を取得できない場合には、事業の実施が不可能となる。このようなことから、公共用地取得が行政において重要な課題となるのである。

#### 3 任意取得と強制取得

公共事業の用地の取得には「任意取得」と「強制取得」（土地收用手続）という二つの手法がある。

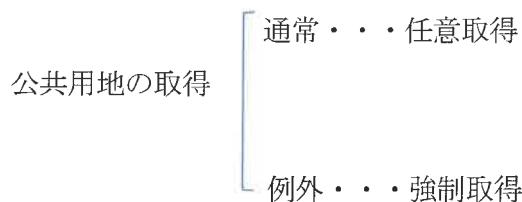
「任意取得」とは、私法上の契約原理、契約自由の原則の適用を受け、当事者相互の納得と合意による契約によって事業用地を取得するものである。公共用地取得は公の税

金で施行されるため、統一された損失補償基準に基づいて補償額を補償している。

これに対して「強制取得」とは、土地収用法に定められた手続によって相手方の意思にかかわらず事業用地を取得するものである。

公共用地取得業務においては、ほとんどの場合「任意取得」によって解決している。

しかしながら、任意取得が困難な場合などは「強制取得」（土地収用法に基づく土地収用）が行われることになる。



#### 4 強制取得と「正当な補償」

上記のように任意取得が困難な場合は、「強制取得」（土地収用法に基づく土地収用）が行われることになるが、この点については、憲法第29条第3項の規律が存在する。

憲法第29条第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定し、「正当な補償」を要件に、私有財産を「公共のために用いる」ことを認めている。すなわち、憲法第29条第3項は、一方で、「公共のため」に私有財産を制限することを認めるとともに、他方で、その場合は、「正当な補償」を要求し、公共の福祉と私有財産の調和を図っている。

土地収用法に基づく土地収用手続は、この憲法第29条第3項に基づくものであり、後に説明するとおり、①「公共のため」の要件（事業認定）の存在を前提に、②「正当な補償」の認定手続を定めるものである。

## 第2章 土地収用制度について

### 1 土地収用制度の意義と概要

前記のとおり、社会が円滑に活動していくためには、道路、公園、鉄道、水道、学校等様々な公共事業が必要とされる。この公共事業を実施するためには、多くの場合土地が必要とされる。公共事業の施行者がこの土地を任意で取得できない場合には、事業の実施が不可能となり、その結果、社会の活動に支障が生じることになる。そこで、公益事業のために必要な土地を強制的に取得することができる制度が必要とされる（小澤概説・2頁）

公共事業のために必要となる土地が、土地所有者等の反対等で任意取得できないと公共事業の実施が遅延し、国民の社会生活に著しい支障をきたすこととなり、社会的経済的損失は大きくなる。このような場合に、公共事業の円滑な実施と公共の利益の増進を図るため、公共事業の施行者（起業者）は、正当な損失補償をしたうえで、その権利者の意思にかかわらず、事業に必要な土地を強制的に取得又は使用するための制度が土地収用制度である。

なお、「収用」とは、被収用者の意思を無視して、強制的に財産権を取得し、又は消滅させることをいう。土地収用法による土地収用がその典型例である。そのほか、①鉱業法、森林法、電気通信事業法による土地の収用又は使用（鉱業104条・105条、森林50条、電気通信第3章）、②水道事業の買収（水道42条）、③非常災害時における土石等の収用（河川22条1項）も、この収用に当たる（小澤概説・3頁）。

## 2 憲法の財産権保障と土地収用制度

憲法第29条第1項は「財産権は、これを侵してはならない。」として私有財産制度を保障しているが、他方で同第29条第3項においては「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定し、個人の私有財産権について「公共のために」制限することを認めている。

土地収用法は、この憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」との規定に基づき、私有財産権との利害の調整を図るために、すなわち「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」、すなわち、私有財産権と公共の利益の利害の調整を図ることを目的とする法律である（法第1条）。

土地収用法に基づく土地収用手続は、この憲法第29条第3項に基づくものであり、後に説明するとおり、①「公共のため」の要件（事業認定）の存在を前提に、②「正当な補償」の認定手続を定めるものである。

なお、「正当な補償」の意義については、次のような著名な最高裁判所判例が存在する。

### ア 最判昭和48年10月18日判決

「土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであるから、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の

財産価値を等しくならしめるような補償をなすべきであり、金銭をもつて補償する場合には、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することをうるに足りる金額の補償を要する」

イ 最判昭和43年11月27日判決

「本件被告人も、その損失を具体的に主張立証して、別途、直接憲法二九条三項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではないから、単に一般的な場合について、当然に受忍すべきものとされる制限を定めた同令四条二号およびこの制限違反について罰則を定めた同令一〇条の各規定を直ちに違憲無効の規定と解すべきではない。」

### 3 土地収用制度の概要と流れ

前述のとおり、土地収用に関する手続は二段階で進められる。

第一段階は、施行者が予定する個別の事業について、その事業の公益性等を判断する事業認定の手続であり、第二段階は、収用委員会において個々の対象地についてその収用の可否、損失補償額等を決定する裁決に関する手続である。

土地収用の主な流れは次の図のとおである（事務マニュアル・9-2頁）。



## 4 事業認定について

### (1) 事業認定の意義

上記のとおり、土地収用法では、まず、第一段階として、個別の事業についてその事業の公益性等を判断する事業の認定の手続が必要となる。これは、憲法第29条第3項は、「公共のため」に用いる場合、すなわち公共の利益のために必要のある場合にのみ土地収用を認めていることから、その公益性を確認するための手続である。

### (2) 事業認定権者

事業認定権者は、国土交通大臣及び都道府県知事である（土地収用法第17条）。国土交通大臣は、次の①～③事業について事業認定に関する処分を行う権限を有するとされ（同法第17条第1項），都道府県知事はそれ以外の事業について事業認定に関する処分を行う権限を有する（同法第17条第2項）

- ①国又は都道府県が起業者である事業
- ②起業地が2以上の都道府県の区域のわたる事業
- ③高速道路に関する事業等第17条第1項第3号に規定する事業

（事業の認定に関する処分を行う機関）

**第十七条** 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が起業者である事業
- 二 事業を施行する土地（以下「起業地」という。）が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 三 一の都道府県の区域を超えて、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの
  - イ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社が行う同法による高速道路に関する事業
  - ロ 鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業（当該事業に係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業
  - ハ 港湾法による港湾施設で国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに関する事業
  - ニ 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業

ホ 電気通信事業法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業（その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する施設に関する事業

ヘ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業

ト 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。），送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。），特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電気的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

チ イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路，橋，鉄道，軌道，索道，電線路，水路，池井，土石の捨場，材料の置場，職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設に関する事業

#### 四 前三号に掲げる事業に係る関連事業

##### (3) 事業認定の要件

起業者が事業認定を受けるためには、当該事業が次の4つの要件のすべてに該当することが必要である（同法第20条）。

- ①土地収用法第3条各号に列挙されたものに関する事業であること。
- ②起業者が、当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。
- ③事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。
- ④土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

##### (事業認定の要件)

**第二十条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

##### (4) 事業認定適格事業

上記の事業認定の要件の①のとおり、事業認定の対象となりうる事業（事業認定適格事業）は、土地収用法第3条各号において規定されているところであり、原則として土地収用法第3条各号に規定された事業に限定される（なお、都市計画事業等について

は、事業認定の手続きを経ずに裁決申請を行うことができる。都市計画法第69条、同第70条）。

なお、土地収用法第3条各号に規定されている事業認定適格事業は次のとおりである。

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

**第三条** 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に關係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- 三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
- 三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
- 三の三 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設
- 四 運河法（大正二年法律第十六号）による運河の用に供する施設
- 五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
- 六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水の利用に関する設備
- 七 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設

- 七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
- 八 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 八の二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設
- 九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 九の二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設
- 十の二 海岸法（昭和三十一年法律第一号）による海岸保全施設
- 十の三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設
- 十一 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）による水路測量標
- 十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- 十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設
- 十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置
- 十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- 十五の二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）
- 十六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備

- 十七 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物
- 十七の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物
- 十八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
- 十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設
- 二十 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）による水防管理団体が水防の用に供する施設
- 二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
- 二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）
- 二十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
- 二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所
- 二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場
- 二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場

- 二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所
- 二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）による汚染廃棄物等の処理施設
- 二十八 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による中央卸売市場及び地方卸売市場
- 二十九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業
- 二十九の二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業
- 三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営
- 三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
- 三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
- 三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設
- 三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設
- 三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設
- 三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国

立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

## 第3章 沖縄県の組織と公共用地取得を担当する組織及び手続の流れ

### 1 沖縄県の組織と公共用地取得を担当する組織

平成30年4月1日現在の県行政機構は次の図1のとおりである。

また、県の公共用地取得を担当する組織は、主として、土木建築部と農林水産部である。

その他の組織における用地取得については、沖縄県土地開発公社に委託して行っているものが大部分である。

土木建築部の組織図及び農林水産部の機構図は次の図2及び図3のとおりである。

図1 沖縄県行政機構図

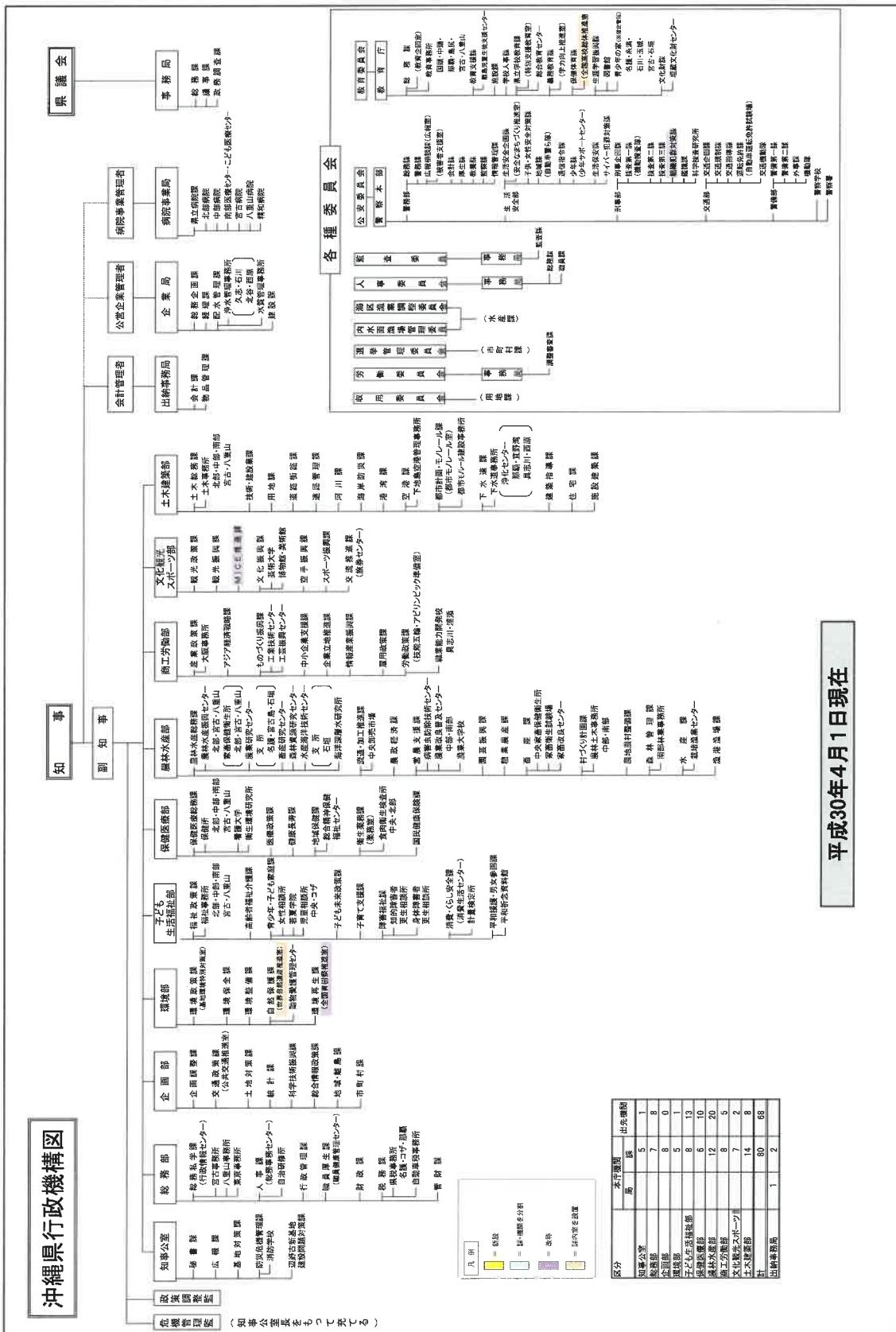
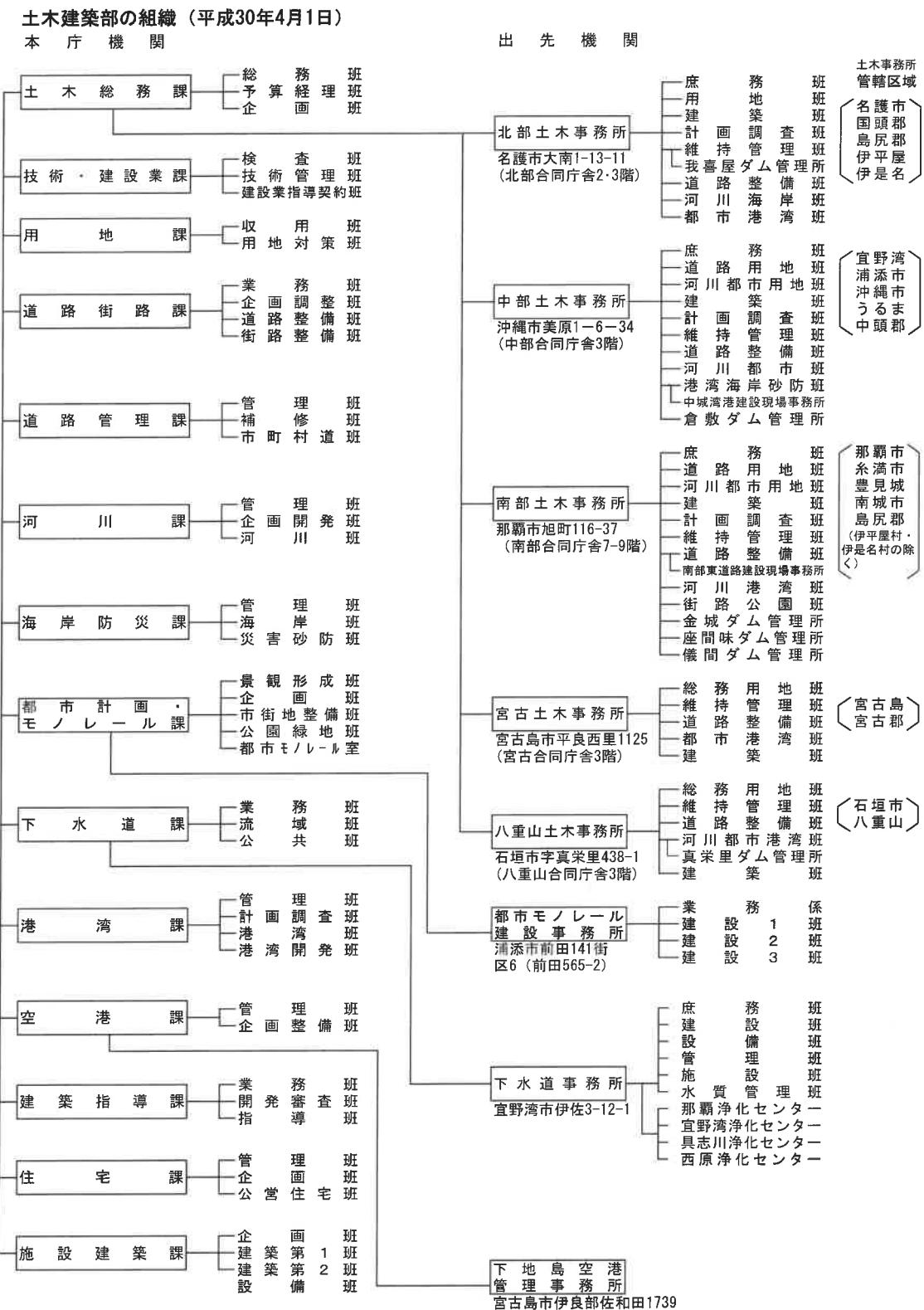
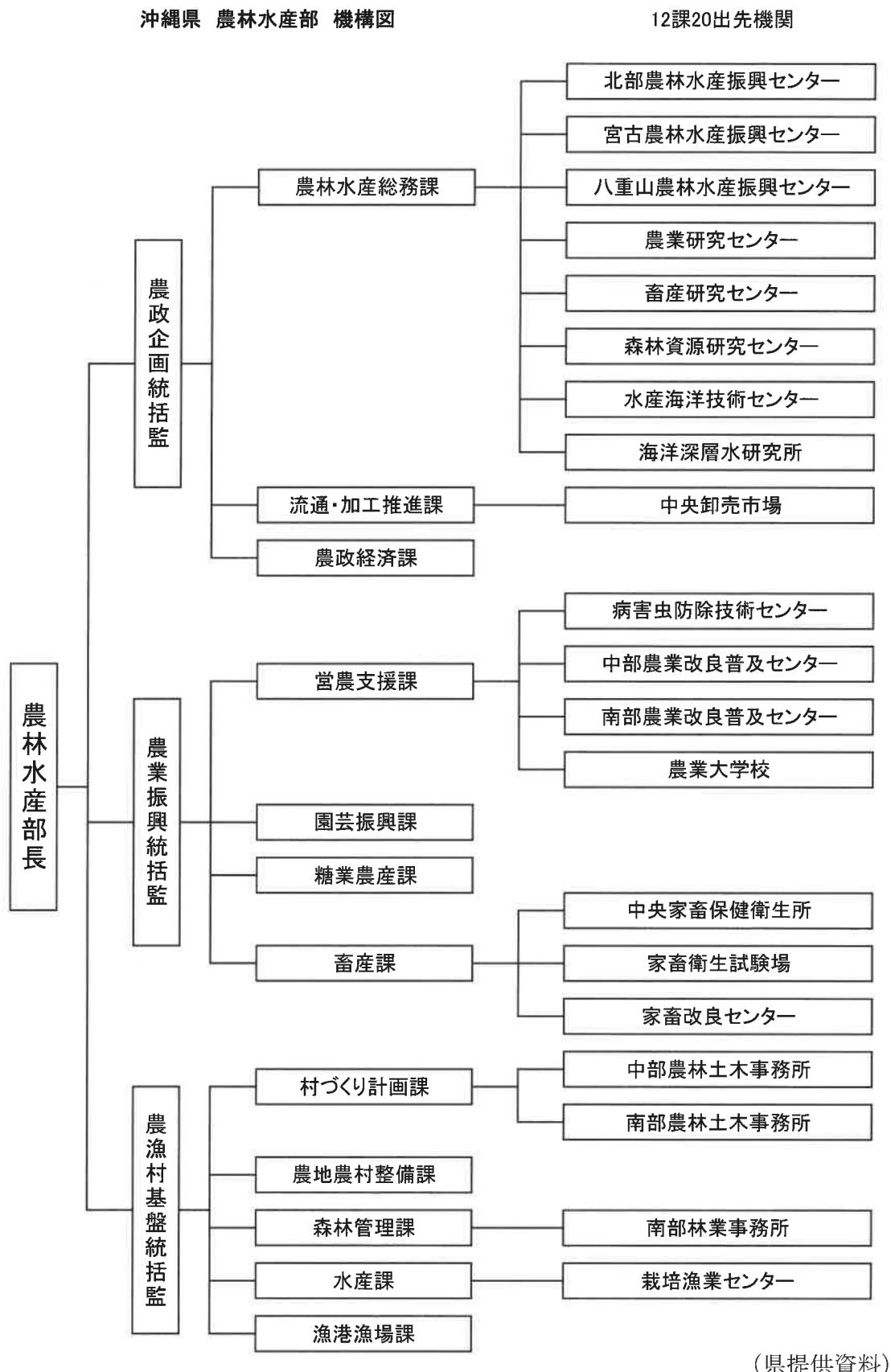


図2 土木建築部組織図



(県提供資料)

図3 農林水産部機構図



(1) 本庁

ア 土木建築部

県土木建築部の中で用地取得に関する主な部署は、用地課、道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、空港課及び都市計画・モノレール課である。平成30年度におけるこれらの部署の所掌事務は次の表のとおりである（沖縄県行政組織規則第90条以下）。なお、用地取得に関する事務には下線を引いた。

課	所掌事務
用地課	<p>(1) 用地取得等の指導及び調整に関すること。</p> <p>(2) 沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準等に関すること。</p> <p>(3) 損失補償額算定に係る標準歩掛単価の設定に関すること。</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること。</p> <p>(5) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）の施行に関すること。</p> <p>(6) 沖縄県収用委員会に関すること。</p> <p>(7) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業認定に関すること。</p> <p>(8) あっせん委員、仲裁委員及び事業認定審議会に関すること。</p> <p>(9) 沖縄県土地開発公社に関すること。</p>
道路街路課	<p>(1) 道路の整備計画、新設及び改良に関すること。</p> <p>(2) 高速自動車道等の建設促進に関すること。</p> <p>(3) その他道路建設に関すること。</p>
道路管理課	<p>(1) 道路の認定等に関すること。</p> <p>(2) 道路の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 道路の舗装及び補修に関すること。</p> <p>(4) 道路交通安全施設の整備に関すること。</p> <p>(5) 市町村道の整備に関すること。</p> <p>(6) 道路の修景緑化に関すること。</p> <p>(7) 県民広場地下駐車場の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 未買収道路用地の取得に関すること。</p> <p>(9) 市町村道未買収道路用地取得事業の指導監督に関すること。</p> <p>(10) その他道路維持に関すること。</p>

河川課	<p>(1) 河川の整備計画に関すること。</p> <p>(2) 河川の新設, 改良, 保全及び管理に関すること。</p> <p>(3) 河川に係る公有水面の埋立て及び規制に関すること。</p> <p>(4) 河川の砂利採取に関すること。</p> <p>(5) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 多目的ダム及び治水事業に関する事項。</p> <p>(7) その他河川及びダムに関する事項。</p>
海岸防災課	<p>(1) 海岸（他部の所掌に属するものを除く。以下この条において同じ。）及び砂防の整備計画に関する事項。</p> <p>(2) 海岸及び砂防の新設, 改良, 保全及び管理に関する事項。</p> <p>(3) 水防に関する事項。</p> <p>(4) 水防協議会に関する事項。</p> <p>(5) 海岸の砂利採取に関する事項。</p> <p>(6) 国土交通省所管に属する国有地の管理及び処分に関する事項（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 国土交通省所管に係る公共土木施設の災害防止及び災害復旧に関する事項。</p> <p>(8) 地滑り等防止対策に関する事項。</p> <p>(9) 急傾斜地の災害防止に関する事項。</p> <p>(10) 市町村災害復旧事業の指導監督に関する事項。</p> <p>(11) 公有水面の埋立て及び規制に関する事項（他部他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(12) その他海岸及び砂防に関する事項。</p>
空港課	<p>(1) 空港整備計画に関する事項。</p> <p>(2) 空港の建設及び管理に関する事項。</p> <p>(3) 空港の安全施設に関する事項。</p> <p>(4) 空港の附属施設の整備に関する事項。</p> <p>(5) 下地島空港管理事務所に関する事項。</p> <p>(6) 下地島空港特別会計に関する事項。</p> <p>(7) その他空港に関する事項。</p>
都市計画・	(1) 都市計画, 土地区画整理及び都市再開発に関する事項。

モノレール 課	(2) 屋外広告物及び駐車場に関すること。 (3) 都市の美観、風致等の企画及び推進に関すること。 <u>(4) 都市計画事業の認可、承認及び指導監督に関すること。</u> (5) 都市計画区域内の建築物の制限等に関すること。 (6) 都市計画審議会及び景観形成審議会に関すること。 (7) 景観形成についての総合的企画及び調整に関すること。 <u>(8) 都市計画に係る公園事業の整備計画及び推進に関すること。</u> (9) 都市公園の管理その他都市整備に関すること。 (10) 一般財団法人沖縄美ら島財団に関すること。 (11) 都市モノレールに係る総合企画及び調整に関すること。 (12) 都市モノレール事業に係るバス路線の再編成等総合対策に関すること。 (13) 都市モノレール建設事務所に関すること。 (14) 前各号に掲げるもののほか、都市計画及び都市モノレール事業の推進に関すること。
------------	--

#### イ 農林水産部

県農林水産部の中で用地取得に関する主な部署は、村づくり計画課及び農地農村整備課である。平成 30 年度におけるこれらの部署の所掌事務は次の表のとおりである（沖縄県行政組織規則第 61 条、第 63 条）。

課	所掌事務
村づくり計 画課	(1) 農業農村整備事業に係る総合調整に関すること。 <u>(2) 農業農村整備事業の長期計画に関すること。</u> <u>(3) 農業用水源の確保に係る調整に関すること。</u> (4) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく許可及び認可事務に関すること。 (5) 土地改良関係団体に関すること。 <u>(6) 農業農村整備事業に係る事業採択及び計画変更の承認に関するこ と。</u> (7) 農業農村整備事業に係る新規制度要求に関すること。 (8) 農山漁村の活性化に関すること。 <u>(9) 農業農村整備事業に係る調査に関すること。</u> (10) 農業農村整備事業の営農計画及び効果測定に関すること。

	(11) 農林土木事務所に関すること。 (12) 農業農村整備事業に係る技術研修に関すること。 (13) 前各号に掲げるもののほか、農業農村整備事業に関すること。
農地農村整備課	(1) 農業農村整備事業の実施に関すること。 (2) 土地改良財産の管理、取得及び処分に関すること。 (3) 用地取得等の指導及び調整に関すること。 (4) 換地及び農地の集積に関すること。 (5) 農林水産省農村振興局所管の海岸保全区域の管理に関すること。 (6) 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域の管理に関すること。 (7) 農林水産省農村振興局所管の海岸に属する国有財産の管理及び処分に関すること。 (8) 農地、農業用施設及び海岸保全施設（農林水産省農村振興局所管の海岸に係るものに限る。） (9) 農業農村整備事業に係る設計積算の標準化に関すること。 (10) 農業農村整備事業の発注業務に係る仕様等の標準化に関すること。 (11) 農業農村整備事業の計画、設計及び施工に係る基準に関すること。 (12) 農業農村整備事業に係る技術情報の収集及び管理に関すること。 (13) 前各号に掲げるもののほか、農業農村整備事業に関すること。

## (2) 土木事務所

ア 県内に 5 つの土木事務所があり、名称、内部組織、位置及び所管区域は次の表のとおりである（沖縄県行政規則第 232 条）。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県北部土木事務所	庶務班 用地班 建築班 計画調査班 維持管理班 道路整備班 河川海岸班 都市港湾班	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	庶務班 道路用地班 河川 都市用地班 建築班 計画 調査班 維持管理班 道路 整備班 河川都市班 港湾	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 中頭郡

	海岸砂防班		
沖縄県南部土木事務所	庶務班 道路用地班 河川 都市用地班 建築班 計画 調査班 維持管理班 道路 整備班 河川港湾班 街路 公園班	那覇市	那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 島尻郡 (伊平屋及び伊是名村を除く。)
沖縄県宮古土木事務所	総務用地班 維持管理班 道路整備班 都市港湾班 建築班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
沖縄県八重山土木事務所	総務用地班 維持管理班 道路整備班 河川都市港湾班 建築班	石垣市	石垣市 八重山郡

イ 土木事務所の所掌事務は次のとおりである(沖縄県行政組織規則第234条第1項)。

- (1) 工事の事務検査に関すること。
- (2) 工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- (3) 市町村補助事業の事務指導に関すること。
- (4) 市町村への技術指導及び監督に関すること。
- (5) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること。
- (6) 工事の検査に関すること。
- (7) 港湾、河川、護岸、飛行場、公有水面埋立等の公共工事の調査、設計及び監督に関すること。
- (8) 県道及び知事管理一般国道の管理に関すること。
- (9) 県道の調査、設置及び監督に関すること。
- (10) 道路の占用又は使用の許可等に関すること。
- (11) 里程の証明及び海陸測量標の管理に関すること。
- (12) 都市計画事業の調査、設計及び監督に関すること。
- (13) 屋外広告物及び都市の美観風致に関すること。
- (14) 都市計画施設の区域内、土地区画整理事業の施行区域内、都市計画事業地内及び土地区画整理事業施行地区内における建築等の規制に関すること。
- (15) 公共建築工事及び公共建築物の維持に係る調査、設計及び監督に関すること。
- (16) 建築基準及び建築士に関すること。
- (17) 福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付及び事前協議等技術的な審査に

関すること（建築物及び公共交通機関の施設の新設等に関することに限る。）。

- (18) 宅地建物取引業に関すること。
- (19) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること。
- (20) 開発行為及び宅地造成工事の規制等に関すること。
- (21) 建築統計に関すること。
- (22) 公共土木工事に関する用地の買収、登記及び買収に伴う地上物件の除去による補償に関すること。
- (23) 廃道敷及び廃川敷の調査等に関すること。
- (24) 港湾、河川、海岸（国土交通省所管に限る。）、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の管理に関すること（次項各号に掲げる事務を除く。）。
- (25) 県営住宅の維持管理に関すること（宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。）。
- (26) ダムの管理に関すること。
- (27) その他土木及び建築に関すること。
- (28) 庶務に関すること。

ウ 各土木事務所の、平成30年4月1日時点の人員規模は次の表のとおりである。

	合計				技術職						運転士	土木整備員
		一般事務職	一般事務	用地補償		建築	土木	機械	化学	電気		
1 北部土木事務所	72	21	12	9	49	7	41				1	2
2 中部土木事務所	100	35	16	19	62	6	55	1			1	2
3 南部土木事務所	102	38	15	23	61	8	50			3	1	2
4 宮古土木事務所	32	10	6	4	21	5	15			1		1
5 八重山土木事務所	46	12	4	8	33	5	24	1	1	2		1

（県提供資料）

エ 続いて、土木事務所の組織については、多少の相違はあるものの、おおむね類似しているため、代表して、南部土木事務所の組織・現員（平成30年4月1日時点）を次のとおり示す。

事務職/31名

技術職/54名

土木整備員・運転士・再任用/17名

合計 102名

所長

業務総括

技術総括

副参事（事務）

主幹（技術）

庶務班/8人

計画調査班/4人

維持管理班/21人

建築班/6人

道路整備班/11人 (うち、南部東道路建設現場事務所/6名)

街路公園班/7人

河川港湾班/13人

道路用地班/12人

河川都市用地班/12人

ダム管理班/3人

(県提供資料)

それぞれの班（南部土木事務所）についての分掌事務は次の表のとおりである。公共用地取得に関しては、道路用地班及び河川都市用地班が実際の交渉等を担っていることがわかる。

班等	分掌事務
庶務班	(1) 庶務・経理に関すること。
	(2) 工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
	(3) 建設業法に係わる事務に関すること。
	(4) 情報公開（歳入）に関すること。
	(5) 職員の服務に関すること。
	(6) 職員の福利厚生に関すること。

	(7) 所内事務の連絡調整に関すること。 (8) 安全衛生委員会に関すること。 (9) その他、他班に属しない事項に関すること。
建築 班	(1) 建築基準法及び建築土法に関すること。 (2) 宅地建物取引業法に関すること。 (3) 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること。 (4) 都市計画法に基づく開発行為の許可に関すること。 (5) 都市計画施設の区域内、都市計画事業地内及び風致地区内における建築等の規制に関すること。 (6) 沖縄県福祉のまちづくり条例に関すること。 (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。 (8) 建築統計に関すること。 (9) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関すること。 (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律に関すること。 (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。 (12) 住宅瑕疵担保履行法に基づく届出に関すること。 (13) 県有建築工事及び県有建築物の維持工事に係る調査、設計、監理及び検査に関すること。 (14) 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること。 (15) その他建築及び住宅に関すること。
道路 用地 班	(1) 道路・港湾・空港（改築等）の工事に係る用地取得、土地に存する物件（住宅、店舗、工作物等）移転等に伴う補償額の算定及び交渉、契約事務等に関すること。 (2) 用地取得に伴う分筆、所有権移転登記事務及び相続、権利関係等の調査に関すること。 (3) 土地建物等委託業務の設計及び審査に関すること。 (4) 土地収用法に係る裁決申請及び情報公開手続き等に関すること。 (5) 市町村の補助事業に対する事務指導に関すること。

河川 都市 用地 班	(1) 河川（改修、災害等）・都市計画（街路、公園等）の工事に係る用地取得、 土地に存する物件（住宅、店舗、工作物等）の撤去等に伴う補償額算定及び 交渉、契約事務等に関すること。
	(2) 上記(1)の事業に係る <u>土地収用裁決申請</u> 及び情報公開手続き等に関するこ と。
	(3) 用地取得に伴う分筆、所有権移転登記事務及び相続、権利関係等に関する 調査、資料収集に関すること。
	(4) 廃川敷地の調査及び交換事務に関すること。
	(5) 土地建物等委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること。
	(6) 市町村の補助事業に対する事務指導に関すること。
計画 調査 班	(1) 新規採択事業に関する基礎調査、基本計画立案、概略設計、予備設計等に 関すること。
	(2) 既採択事業のうち事業執行難渋力所の調整及び調査設計に関すること。
	(3) 計画策定に伴う地域住民、関係地主、権利者、団体等への広報活動に關す ること。
	(4) 事業完了に伴う事後評価調査及び公表に関すること。  (分掌事務の具体的展開)
	(1)土木事業に係る全体計画（以下、全計）等の策定に關すること。
	(2)全計等の策定に必要な諸調査に關すること。
	(3)全計等の対象路線・箇所等の選定に關すること。
	(4)全計等に係る地元意見の集約、合意形成に關すること。
	(5)対象事業に係る概略設計、予備設計、詳細設計（以下設計等）に關する こと。
	(6)対象事業に係る設計等に伴う用地担当課及び関係他課との設計調整に 關すること。
	(7)対象事業に係る地権者、地元市町村、関係機関（国・県警）等との協議・ 調整に關すること。
	(8)対象事業に係る計画説明会、地権者の計画同意取付等、地元の合意形成 に關すること。
	(9)事業完了に伴う事後評価調査及び公表に關すること。

	(10) 広報（事務所概要、ホームページ作成）に関すること。 (11) 他班の検査に関すること。
維持 管理 班	(1) 県道及び知事管理一般国道の占用、承認工事の許可等道路の管理に関すること。 (2) 道路台帳の管理に関すること。 (3) 特殊車両の通行許可及び協議に関すること。 (4) 道路ふれあい月間、道路クリーン作戦に関すること。 (5) 道路パトロールに関すること。 (6) 河川の占用、承認工事の許可等河川の管理に関すること。 (7) 河川愛護月間行事に関すること。 (8) 県管理港湾の港湾施設の使用、占用等港湾の管理に関すること。 (9) 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可に関すること。 (10) 海岸保全区域等の占用等、海岸の管理に関すること。 (11) 国有財産法に基づき、国土交通省所管公共用財産の使用許可等、国有財産の管理に関すること。 (12) 道路、河川、海岸、港湾、空港、水路及び里道等に係る国有地又は県有地と民地との境界確定に関すること。 (13) 砂利採取法に基づく砂利採取計画に関すること。 (14) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立免許願書等の受理に関すること。 (15) 砂防法に基づく砂防指定地域内の行為の許可等、砂防指定地及び砂防設備の管理に関すること。 (16) 地すべり等防止法の規定に基づき、地すべり防止区域内の行為の許可等に関すること。 (17) 急傾斜地災害防止法の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可等に関すること。 (18) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。 (19) 屋外広告物法に関すること。 (20) 道路、河川、海岸の維持工事に係る調査・設計及び工事の監督等に関すること。

	(21) 道路の舗装補修、交通安全施設整備、災害防除、橋梁補修等に係る調査・設計及び工事の監督等に関すること。 (22) 道路、河川、海岸、港湾等土木施設の維持管理に係る委託業務の設計及び監督等に関すること。 (23) 道路ボランティア、河川愛護会等のボランティア支援に関すること。 (24) 他班の委託、工事の検査に関すること。 (25) 南部土木事務所災害対策本部に関すること。 (26) デジタル道路地図データベース基礎資料に関すること。 (27) 道路現況台帳の作成に関すること。
道路整備班	(1) 県道改築事業、及び指定区間外国道改築事業の調査、設計、工事審査及び監督に関すること。 (2) 市町村交付金事業に対する設計書の審査に関すること。 (3) 公共道路施設災害復旧事業に関すること。 (4) 他班の工事検査に関すること。 (5) その他(1)に定める事業等の公共工事に関すること。
南部東道路建設現場事務所	(1) 地域連携推進事業の調査、設計、工事、審査及び監督に関すること。 (2) 南部東道路に係る用地取得、土地に存する物件補償額の照査、交渉、契約事務等に関すること。 (3) 用地取得に伴う相続、権利関係等の調査に関すること。 (4) 土地収用法に係る裁決申請及び情報公開手続き等に関すること。 (5) 都市計画法・環境影響評価等に係る申請手続き等に関すること。 (6) 他班の工事検査に関すること。 (7) その他(1)に定める事業等の公共工事に関すること。
河川港湾班	(1) 河川、建設海岸、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策等の調査設計及び工事の監督等に関すること。 (2) 港湾、空港、港湾海岸等の調査設計及び工事の監督に関すること。 (3) 委託設計書の作成審査及び委託業務の検査に関すること。 (4) 市町村補助事業に対する技術指導に関すること。

	(5) 河川災害, 砂防, 海岸災害, 港湾災害, 空港災害等に関すること。
	(6) 他班の委託, 工事検査に関すること。
	(7) 河川, 海岸, 港湾施設の使用申請及び地すべり防止指定区域, 急傾斜地崩壊危険区域での建築申請等の技術審査調整に関すること。
	(8) その他, (1)(2)に定める事業等の公共工事に関すること。
街路 公園 班	(1) 街路, 公園の事業の調査, 設計及び工事の監督に関すること。
	(2) 工事設計書及び委託設計書の作成, 審査に関すること。
	(3) 市町村補助事業に対する技術指導に関すること。
	(4) 都市災害, 公園災害に関すること。
	(5) 設計委託業務の検査及び他課の工事検査に関すること。
	(6) 街路, 公園の占使用申請及び街路指定区域での建築申請等の技術審査に関すること。
	(7) その他, (1), (4)の事業に関わる関係機関との調整。
ダム 管理 担当	(1) 委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査に関すること。
	(2) ダム工事の検査に関すること。
	(3) ダム工事の調査, 設計及び監督に関すること。
	(4) ダムの管理に関すること。
	(5) ダムの維持に係る調査, 設計及び監督に関すること。

(県提供資料 (下線部分等加筆) )

### (3) 沖縄県土地開発公社

沖縄県土地開発公社（以下「公社」という。）は、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づいて、設立されている法人である。公社の業務は、国・地方公共団体からの要請及び委託に基づいて公共事業用地（道路、公園、河川・ダム、住宅、学校、空港等）の買収を行うことである。

用地取得の用務については、公拡法に基づいて、土地の先行取得事業（公拡法第17条第1項第1号）、土地の造成に係る公営企業に相当する事業（公拡法第17条第1項第2号）、附帯業務（公拡法第17条第1項第3号）、関連公共・公用施設の整備（公拡法第17条第2項第1号）、土地の取得のあっせん、調査、測量等（公拡法第17条第2項第2号）が挙げられる。

公社に関する詳細については、第4部において述べる。

#### (4) 農林土木事務所

ア 県内に2つの農林土木事務所があり、名称、内部組織、位置及び所管区域は次の表のとおりである（沖縄県行政組織規則第194条）。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県中部農林 土木事務所	計画用地班 農業水 利班 農村漁港班	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 中頭郡
沖縄県南部農林 土木事務所	土地改良班 計画調 整班 農業水利班 農村漁港班 大東漁 港建設班	那覇市	那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 島尻郡（伊平屋村及び 伊是名村を除く。）

イ 農林土木事務所の所掌事務は、次のとおりである（沖縄県行政組織規則第196条）。

- (1) 土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (2) 団体営土地改良事業に係る技術援助、設計書審査及び工事指導に関すること。
- (3) 土地改良団体の設立及び育成指導に関すること。
- (4) 土地改良施設用地の取得及び農用地集団化事業に関すること。
- (5) 工事及び委託業務の入札及び契約に関すること。
- (6) 工事及び委託業務の検査に関すること。
- (7) 農地開発及び開拓事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (8) 農地防災事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (9) 海岸事業（農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸に限る。）の調査、計  
画、実施及び管理に関すること。
- (10) 地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域に限る。）  
の調査、計画、実施及び管理に関すること。
- (11) 農地、農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業の調査設計及び実施に関する  
こと。
- (12) 非補助土地改良事業に関すること。
- (13) 定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画に基づく  
事業に関すること。
- (14) 漁港、漁港海岸、漁場及び漁村の整備事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (15) 漁港、漁港海岸及び漁場施設の管理に関すること。
- (16) 漁港、漁港海岸、漁場及び関連施設の災害復旧事業の調査設計及び実施に関する  
こと。

- (17) 前各号に掲げるもののほか、農業土木事業及び水産土木事業に関すること。
- (18) 庶務に関すること。

(5) その他

沖縄県都市モノレール建設事務所（以下「都市モノレール建設事務所」という。）は都市モノレール建設に関する事務を円滑に処理するため、土木建築部の出先機関として設置された機関である（沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程第1条）。

都市モノレール建設事務所の所掌事務は、次のとおりである（沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程第2条）。

- (1) 都市モノレール建設の計画及び調査設計に関すること。
- (2) 都市モノレール建設に係る用地取得及び補償に関すること。
- (3) 都市モノレール建設に係る関係機関、関係団体等との調整に関すること。
- (4) 都市モノレール建設に係る工事の事務検査に関すること。
- (5) 都市モノレール建設に係る工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- (6) 都市モノレール建設に係る委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査に関すること。
- (7) 都市モノレール建設に係る工事の検査に関すること。
- (8) 都市モノレール建設に係る関係法令等に基づく諸手続に関すること。
- (9) 都市モノレール建設に係る関連事業に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市モノレールの建設に関すること。
- (11) 庶務に関すること。

## 2 公共用地取得手続の流れ

(1) 前記第1章で述べたとおり、公共用地取得は、行政が、社会資本（インフラ）を整備するための公共事業に必要な用地（土地、空間）を取得することである。

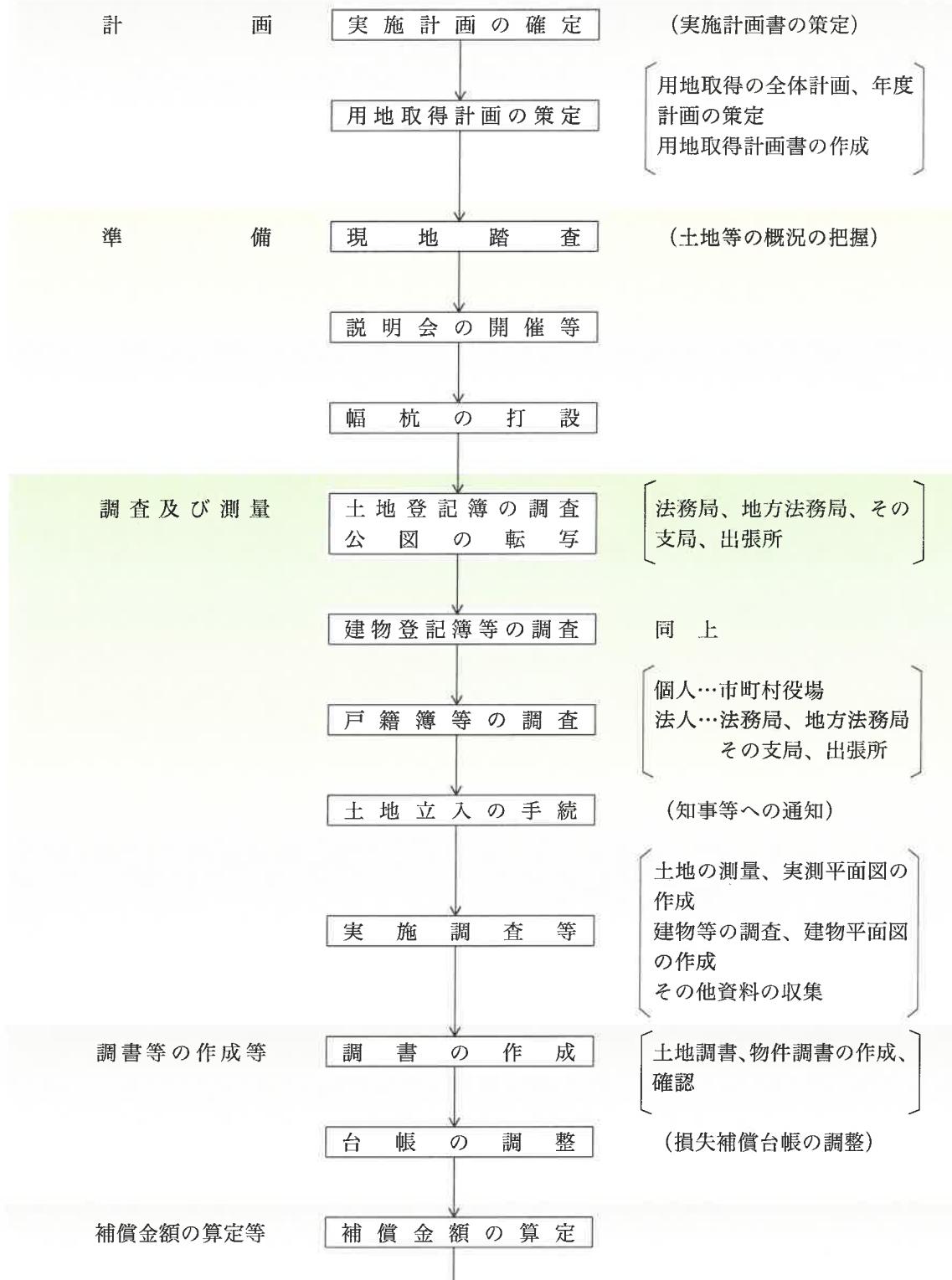
公共用地取得の前段階としては、例えば、道路について言えば、特定の路線の整備計画などの事業計画の策定・確定の段階が存在するが、この事業計画確定までの流れについては、後記の第4章（道路関係）、第5章（農林水産関係）で説明するとして、ここでは、事業計画確定後の用地取得業務の流れを説明する。

### (2) 用地取得業務のフロー図

用地取得業務の流れは、一般に次のフロー図のとおりである。

実施計画の確定を受けて、①準備、②調査及び測量、③調書等の作成等、④補償金の算定等、⑤用地交渉、⑥証明書の作成、⑦契約、⑧前金払い、⑨登記、⑩検査、⑪残金の支払、等の各段階を経て完了する業務である。

## 用地事務の標準手続きフロー





(事務マニュアル・1-6 頁, 7 頁)

### (3) フロー図に沿った担当部署の説明

上記手続フロー図に沿って、平成30年4月1日時点の担当部署等をまとめると、下記図のとおりである。

計画段階については、本庁事業課（例：土木建築部道路街路課道路整備班）が行い、用地取得計画の策定以降については、各土木事務所が担っている。

各土木事務所の中にも、事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）と用地班（道路用地班、河川都市用地班等）があり、準備～調書等の作成等を工事班が担い、補償金額の算定以降を用地班が担っている。

なお、公社が行う業務は、補償金額の算定以降に関する業務のうち、契約及び補償金の支払い以外の業務である。

本庁事業課は、基本的には、各土木事務所や公社との間で連絡をとり、用地取得業務の全体的なマネジメントを行っている。もっとも、事業課によって、そのマネジメントの程度や方法は差異があるようである。

また、本庁用地課は、補償基準の改定作業や補償金額の算定に関する指導・調整を行っている。そして、公社委託事業においては、本庁用地課が平成30年度以降、契約及び補償金の支払い業務を分担している。

そして、最終的に用地取得後の土地の引渡しを受けた後は、各土木事務所用地班から各土木事務所事業班へ連絡されて用地の管理を事業班が行うこととなり、一連の用地取得業務が終了することになる。

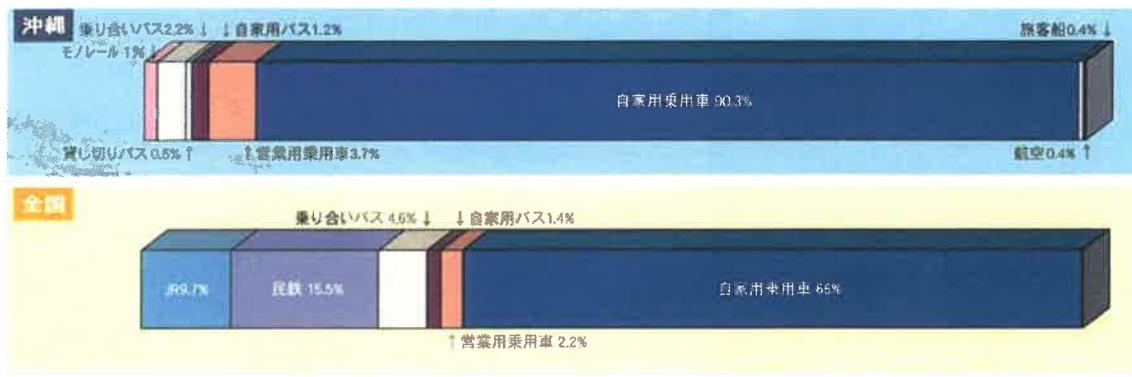
用地事務の標準手続きフロー		中心となる課（通常）	公社委託の場合	その他
計画	実施計画の確定	本庁事業課（道路街路課、道路管理課、河川課、都市計画・モノレール課等）	同左	※本庁事業課は、執行会議等で各土木事務所及び公社と協議を行い、進捗管理を行っている。
	用地取得計画の策定			
準備	現地踏査	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	同左	※本庁事業課は、執行会議等で各土木事務所及び公社と協議を行い、進捗管理を行っている。
	説明会の開催等			
	幅杭の打設			
調査及び測量	土地登記簿の調査	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	同左	※本庁事業課は、執行会議等で各土木事務所及び公社と協議を行い、進捗管理を行っている。
	公団の転写			
	建物登記簿等の調査			
	戸籍簿等の調査			
	土地立入の手続			
調書等の作成等	実施調査等	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	同左	※本庁事業課は、執行会議等で各土木事務所及び公社と協議を行い、進捗管理を行っている。
	調書の作成			
	台帳の調整			
補償金額の算定等	補償金額の算定	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	同左	※本庁事業課は、執行会議等で各土木事務所及び公社と協議を行い、進捗管理を行っている。
	補償金明細表の作成			
用地交渉	用地交渉	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	公社	本庁用地課が土木事務所からの相談に対応。
	公共事業用資産の買取り等の申出証明書の作成			
証明書の作成	用地交渉の妥結	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	本庁用地課	※平成30年度から（平成29年度までは公社）
	契約			
前金払い	用地交渉の妥結	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	本庁用地課	※平成30年度から（平成29年度までは公社）
	補償金の前払い			
登記	登記の申請（嘱託）	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	公社	※平成30年度から（平成29年度までは公社）
	検査			
検査	検査及び検査調書の作成	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	本庁用地課	※平成30年度から（平成29年度までは公社）
	残金の支払い			
その他	公共事業用資産の買取り等の証明書及び不動産等の譲受けの対価の支払調査の作成	各土木事務所事業班（維持管理班、道路整備班、河川港湾班、街路公園班等）	本庁用地課	※平成30年度から（平成29年度までは公社）
	取得した土地の管理			

## 第4章 土木建築部における道路事業計画の策定と公共用地取得について

### 第1 沖縄県の交通の状況

全国では、全旅客輸送（域内）のうち約3割を鉄道で分担しているが、県では、陸上交通のほとんどを自動車に依存しているため、道路の役割は重要である。特に、自家用自動車の分担率は年々上昇し、平成21年度には90.3%に達している。

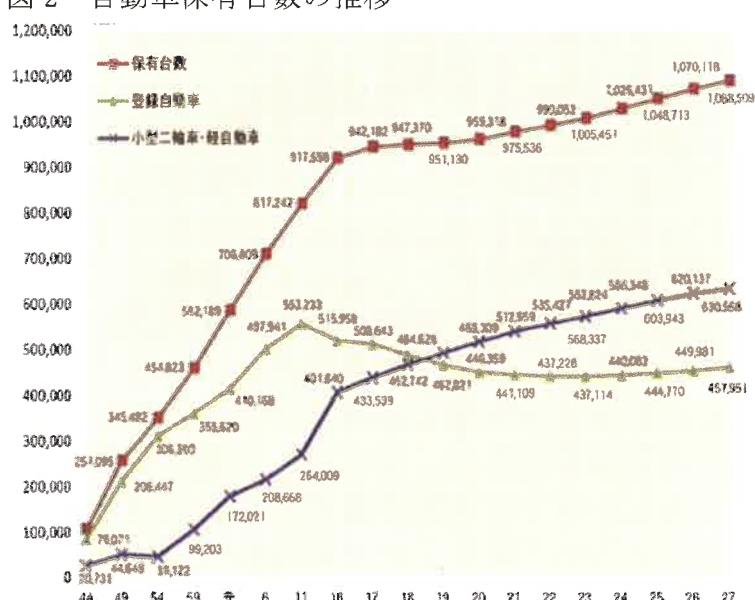
図1 機関別旅客輸送分担率の比較（域内量）



また、県内の自動車保有台数は年々上昇を続け、本土復帰時の昭和47年と比較すると平成27年度末には約5倍となり、一世帯に約1.7台となっている。

(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路2017」から)

図2 自動車保有台数の推移



資料:沖縄総合事務局陸運事務所「業務概況(平成28年度版)」

(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路2017」から)

図3 自動三輪以上の保有率

項目		S47年度末	H27年度末	伸び率
沖縄	自動車保有台数 (千台)	198	1,031	5.12
	人口 (千人)	981	1,461	1.49
	世帯数 (千世帯)	237	622	2.62
	人口一人当たりの保有率 (台/人)	0.20	0.71	3.50
	一世帯当たりの保有率 (台/世帯)	0.84	1.66	1.98
全国	自動車保有台数 (千台)	21,547	77,139	3.58
	人口 (千人)	107,332	128,066	1.19
	世帯数 (千世帯)	29,577	56,950	1.93
	人口一人当たりの保有率 (台/人)	0.20	0.60	3.00
	一世帯当たりの保有率 (台/世帯)	0.73	1.35	1.86

資料:1 (人口、世帯数)は、総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)」による。

2 (自動車保有台数)は、社団法人 日本自動車工業会「自動車統計月報(2016年6月号)」による。

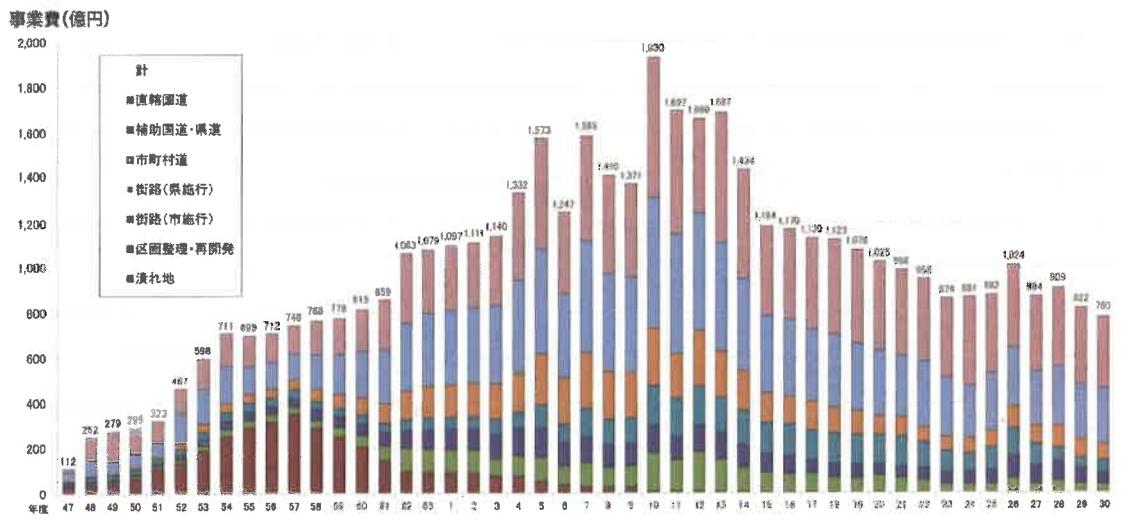
(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路2017」から)

以上のとおり、旅客輸送の90%以上を自家用自動車が占めており、自動車保有台数が年々上昇を続け一世帯あたりの台数も約1.7台となっていることからすると、本県における道路の役割は重要である。

## 第2 道路の予算

道路事業費の推移をみると、本土復帰時の昭和47年度には約112億円であったが年々上昇を続け、平成10年度には約1930億円に達している。その後は緩やかに減少し、平成29年度は約807億円となっている。

図4 道路事業費の推移（補正後予算ベース）



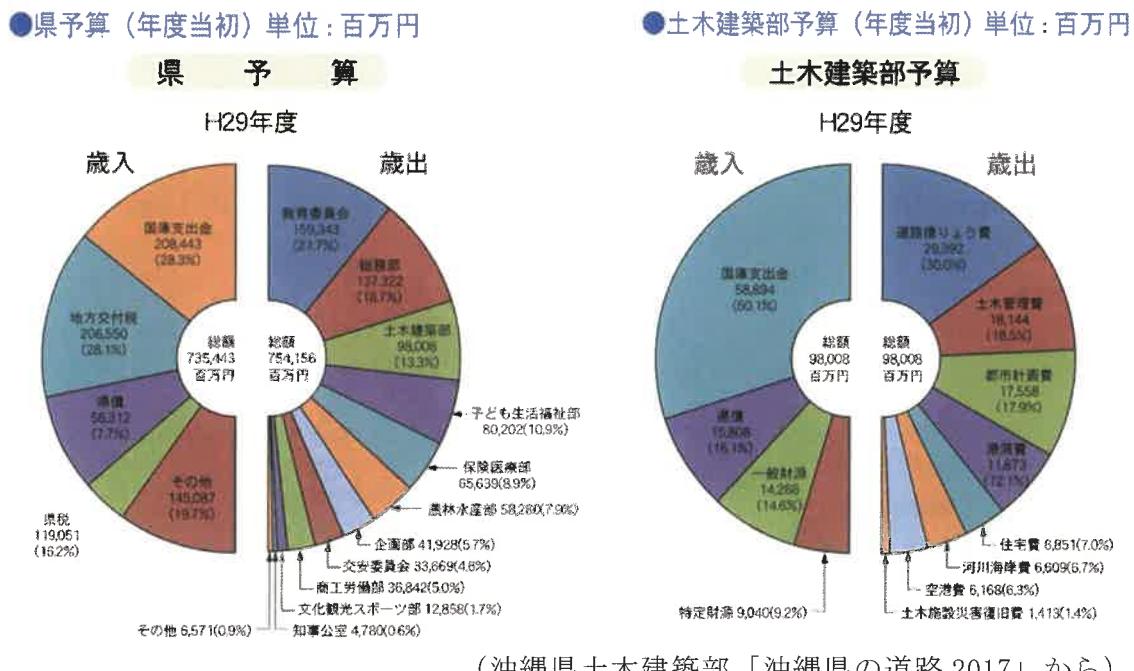
注1) 直轄、補助事業は、補正後予算ベース（交付金含み） 交通安全・調査・再開発・機械は、各管理者に含む。単独費は含まない。各グラフ上の数字は、各年度の合計である。  
注2) 但しH30については当初予算

(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

平成29年度の県予算をみると、総額約7541億5600万円のうち、道路の整備等を所管する土木建築部は約980億800万円で約13.3%を占めている。

また、土木建築部予算のうち道路橋りょう費は、約293億9200万円で約30.0%を占めている。

図5 平成29年度予算規模（一般会計）



(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

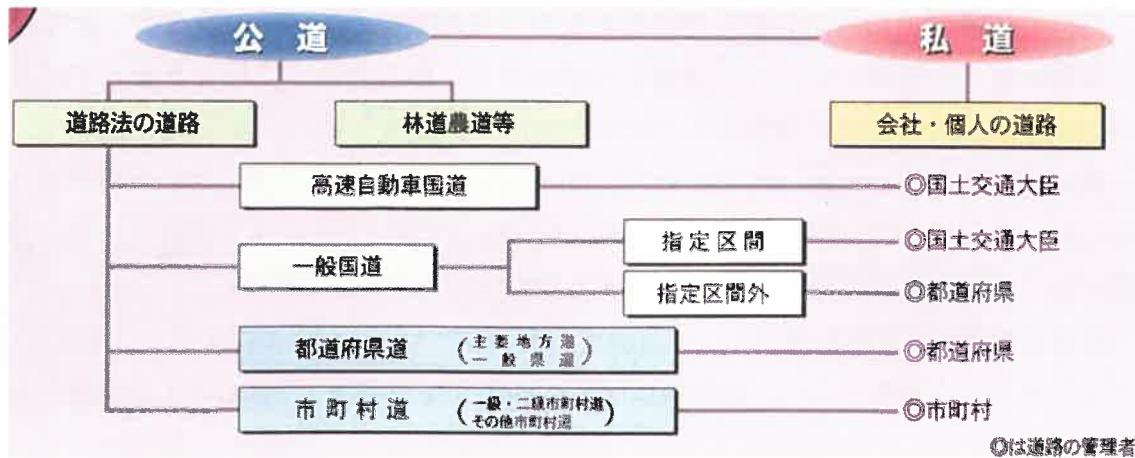
### 第3 道路の種類

道路の種類としては、大きく分けると公道（道路法の道路、林道農道等）と私道（会社・個人の道路）があり、道路法の道路のうち都道府県が管理者となっているのは、一般国道（指定区間外）及び都道府県道（主要地方道、一般県道）である。

県が管理する一般国道（指定区間外）は、6路線（330号の一部、331号の一部、390号、449号、505号、507号）実延長173.2km（平成27年4月1日現在）で、沖縄本島、宮古島及び石垣島における主要な幹線道路を形成している。

都道府県道（主要地方道）は、25路線実延長407.5km（平成27年4月1日現在）、都道府県道（一般県道）は、118路線実延長665.5km（平成27年4月1日現在）である。

図 6 道路の種類



(沖縄県土木建築部「沖縄県の道路 2017」から)

#### 第4 道路計画から管理までの手順

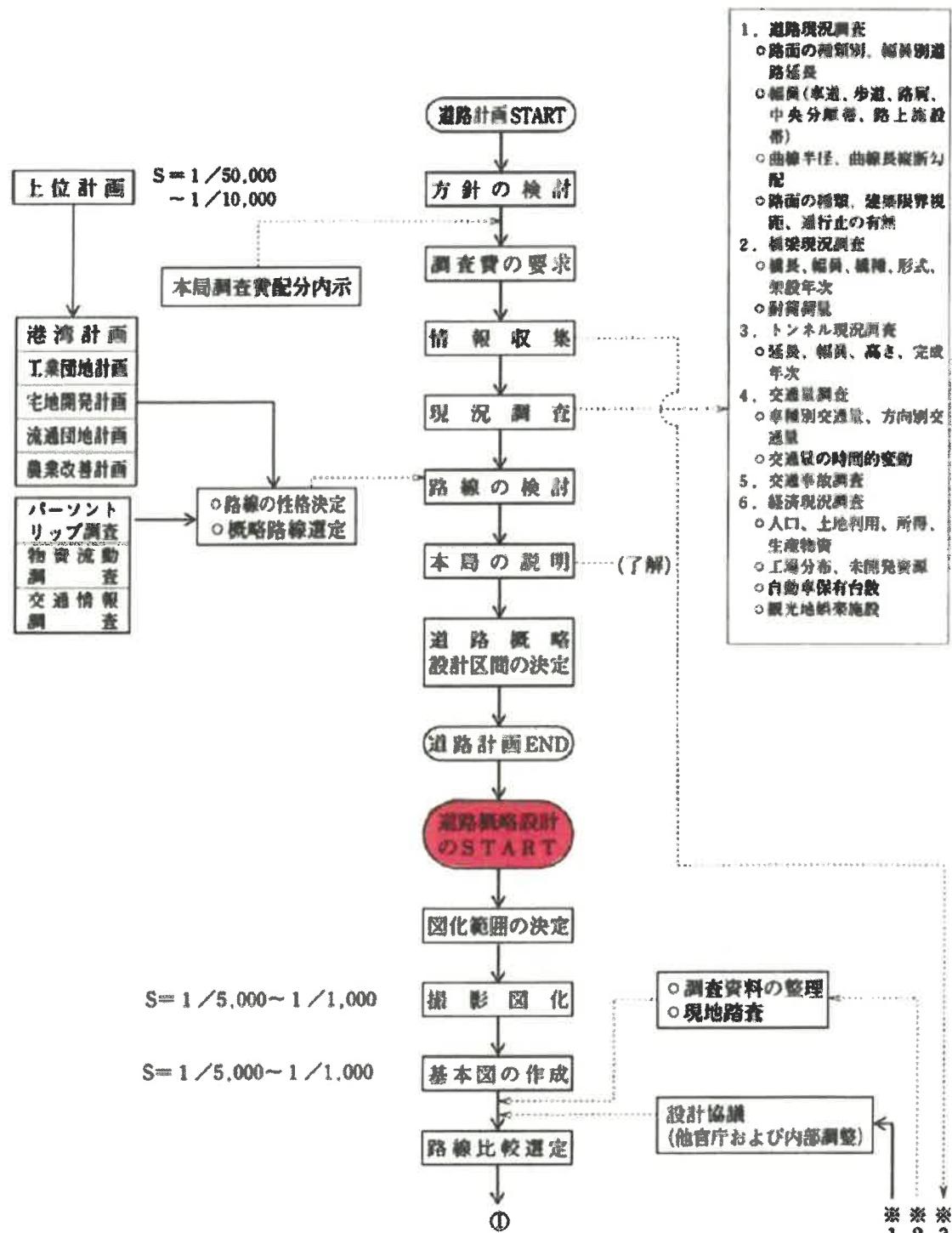
道路事業は、現況の路線が抱える問題を解決しようとするところから始まって調査及び道路計画を立案し（道路計画）、道路設計を行い、用地取得や工事の施工等道路事業を執行し、一般に供用が開始された後は良好な状態を保つための維持管理が行われることとなる。

なお、かかる各段階は必ずしも順番に行われるわけではなく、いくつかの段階が同時並行で行われることもある。

##### 1 道路計画

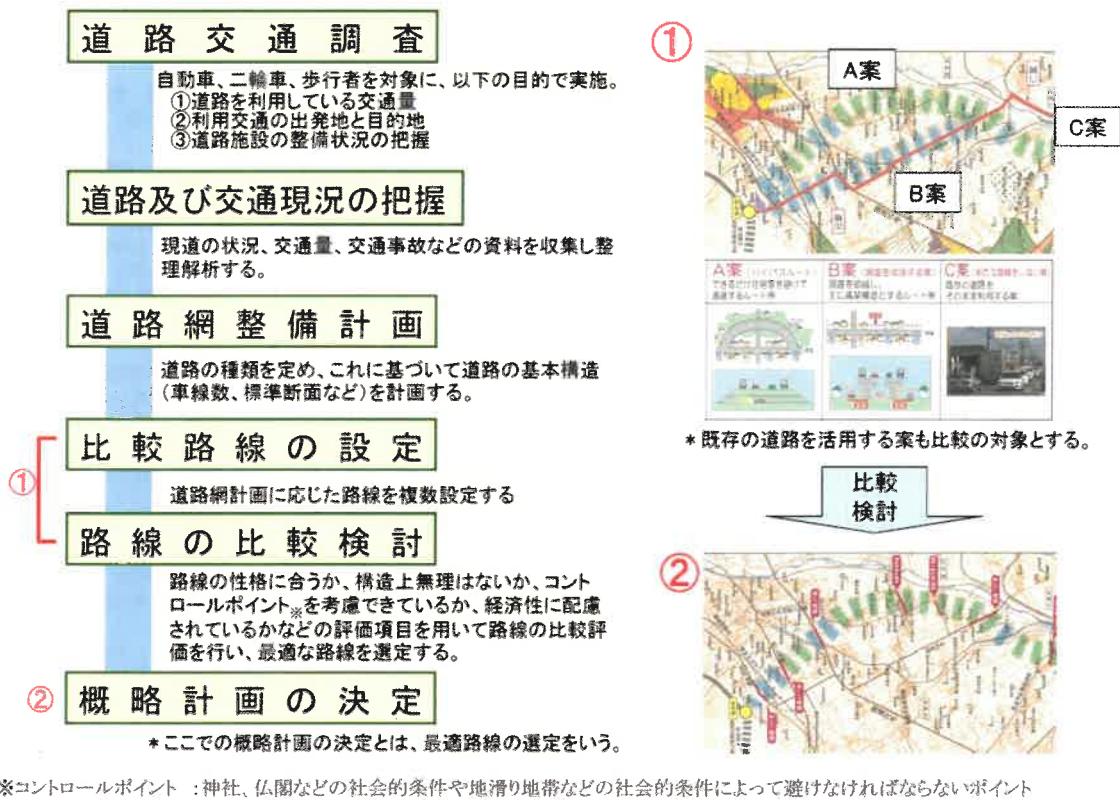
道路事業の第一段階である道路計画は、現況調査（道路現況調査、橋梁現況調査、トンネル現況調査、交通量調査、交通事故調査、経済現況調査）等を行って、路線を複数設定して比較検討を行い、道路概略設計区間を決定することで終了する。

図 7 道路計画から管理までの手順①



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

図8 道路計画



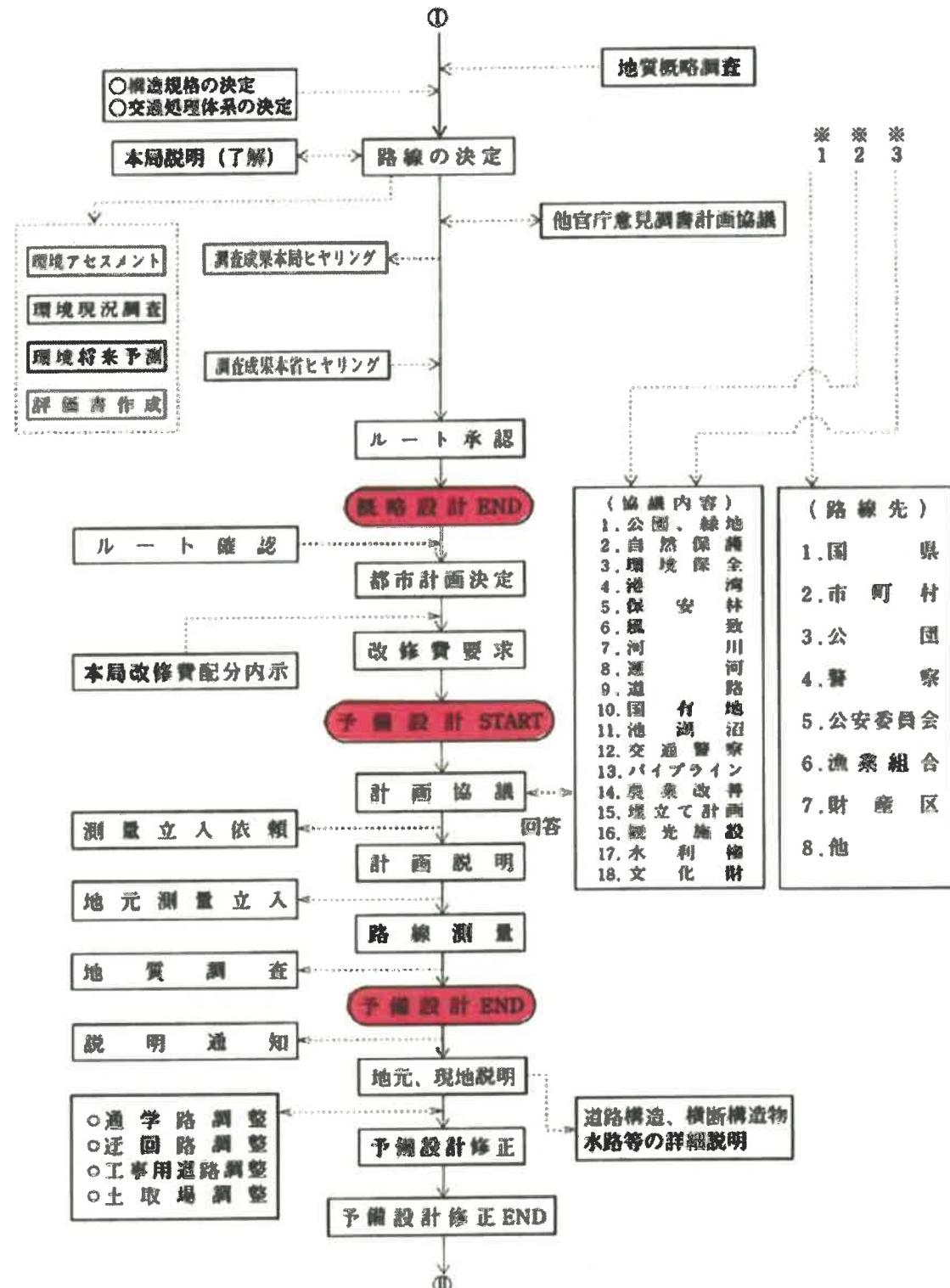
(国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」から)

## 2 道路設計

道路設計は、基本的な構造の検討、用地幅の決定、工事実施のための詳細な設計、工事発注のための設計書の作成という手順をたどり、並行して関係先との協議及び事業化に向けての手続き等が行われる。

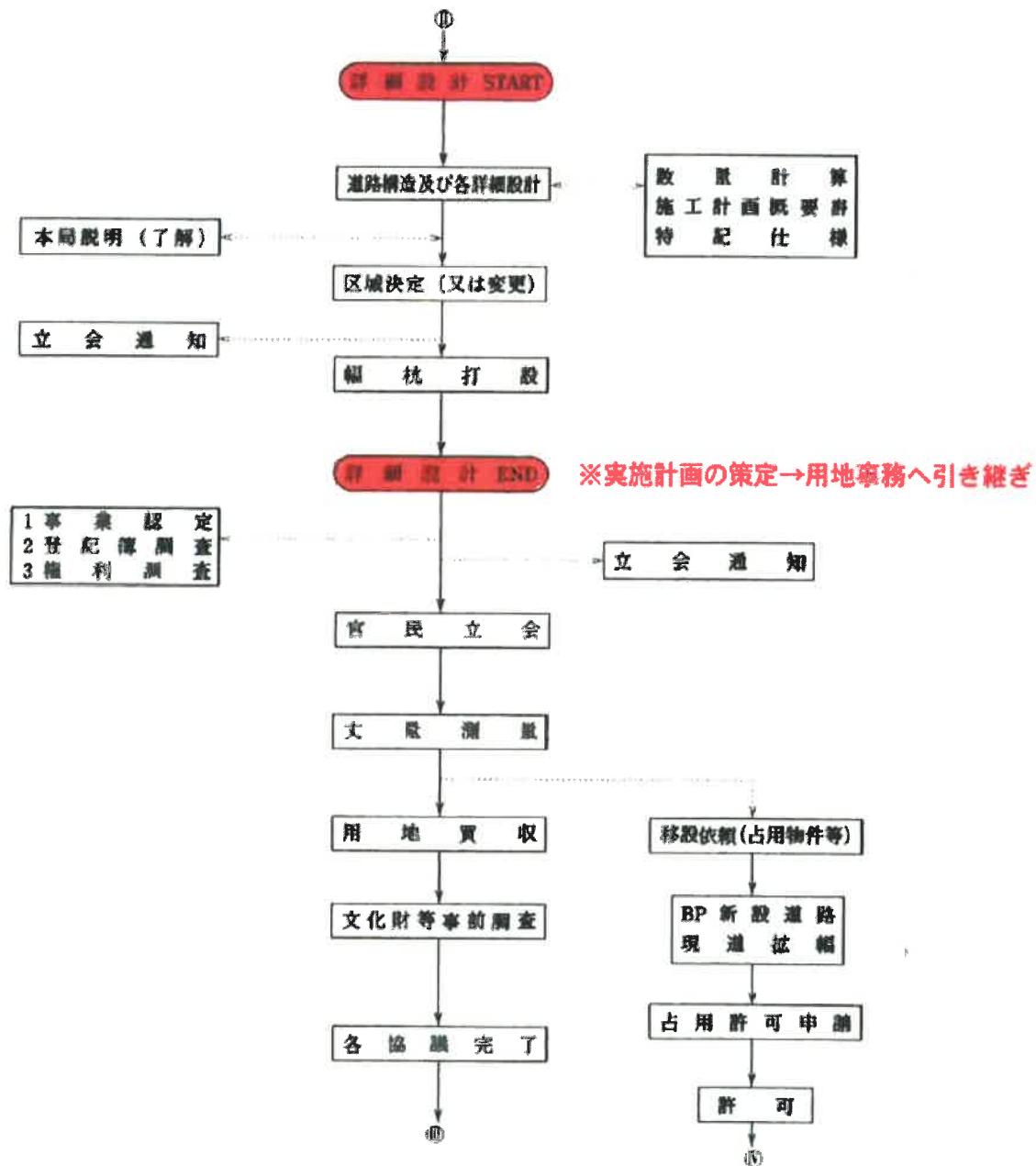
道路設計は3種類あり、道路概略設計（空中写真測量地形図を用いて路線選定を行うもので、平面設計、縦断設計、主要構造物計画を行い、概略工事費を積算し路線の比較検討をおこなうもの）、道路予備設計（空中写真測量地形図又は実測図に基づき、概略設計で与えられた計画線により、図上で平面線形を確定して、縦横断の設計を行い、構造物については概略形式及び寸法を決定し、概略工事費の積算を行い、技術的、社会的、経済的判定を行うもの）及び道路詳細設計（空中写真測量地形図又は実測平面図、縦横断図に基づいて道路工事に必要な縦横断の設計及び小構造物の設計を行い、各工事別数量計算を行うもの）である。

図9 道路計画から管理までの手順②



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

図 10 道路計画から管理までの手順③



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

図 11 道路概略設計の例

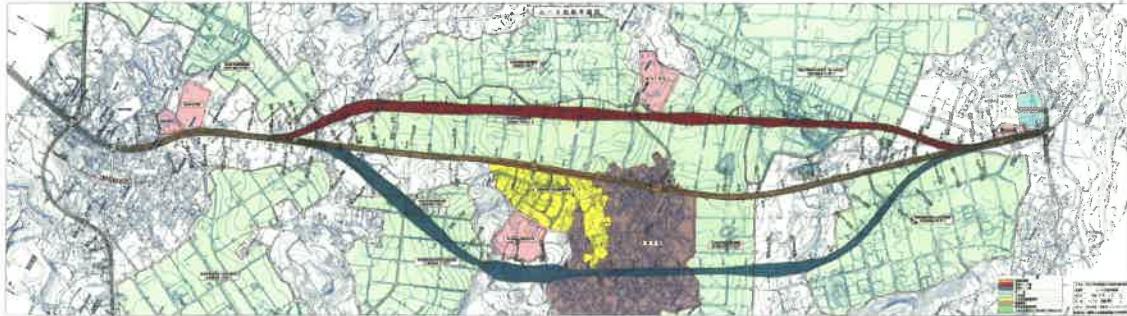
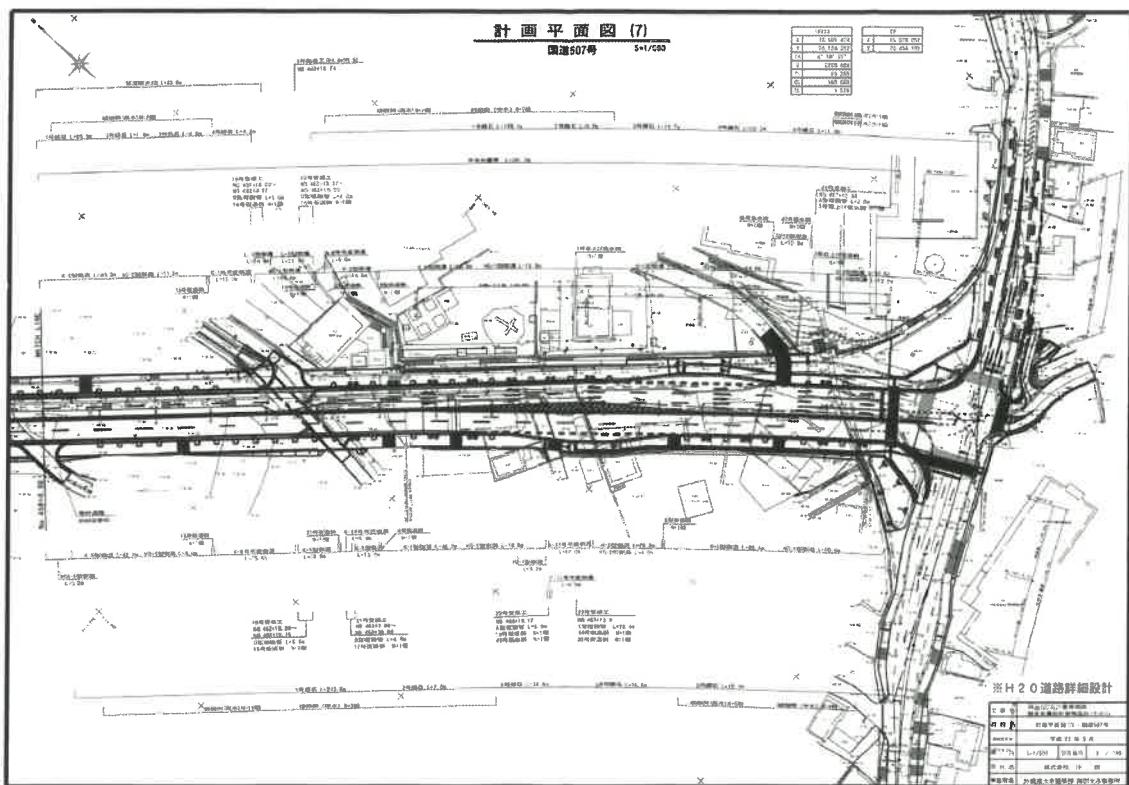


図 12 道路詳細設計の例



### 3 道路事業の執行

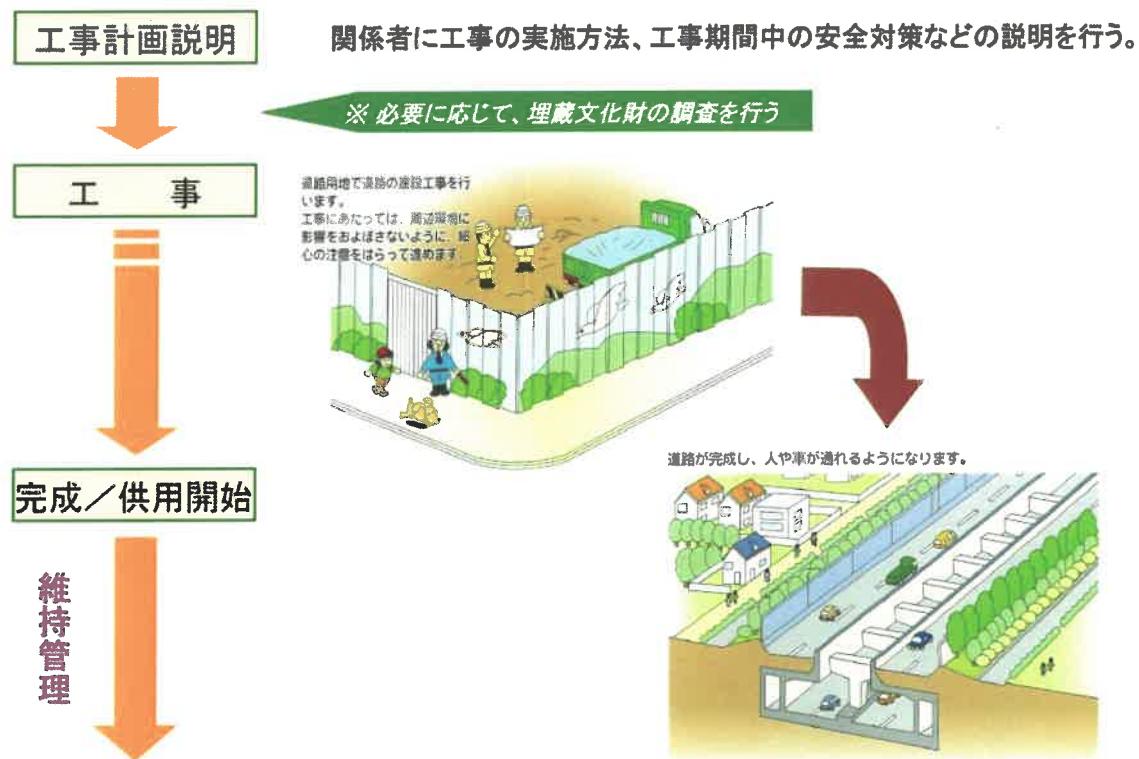
道路事業の執行段階では、土地や建物の立会調査、工事計画の説明、工事等が行われる。かかる道路事業の執行段階の中に、道路用地取得のための協議や契約締結が含まれる。

図 13 道路事業の執行①



(国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」から)

図 14 道路事業の執行②

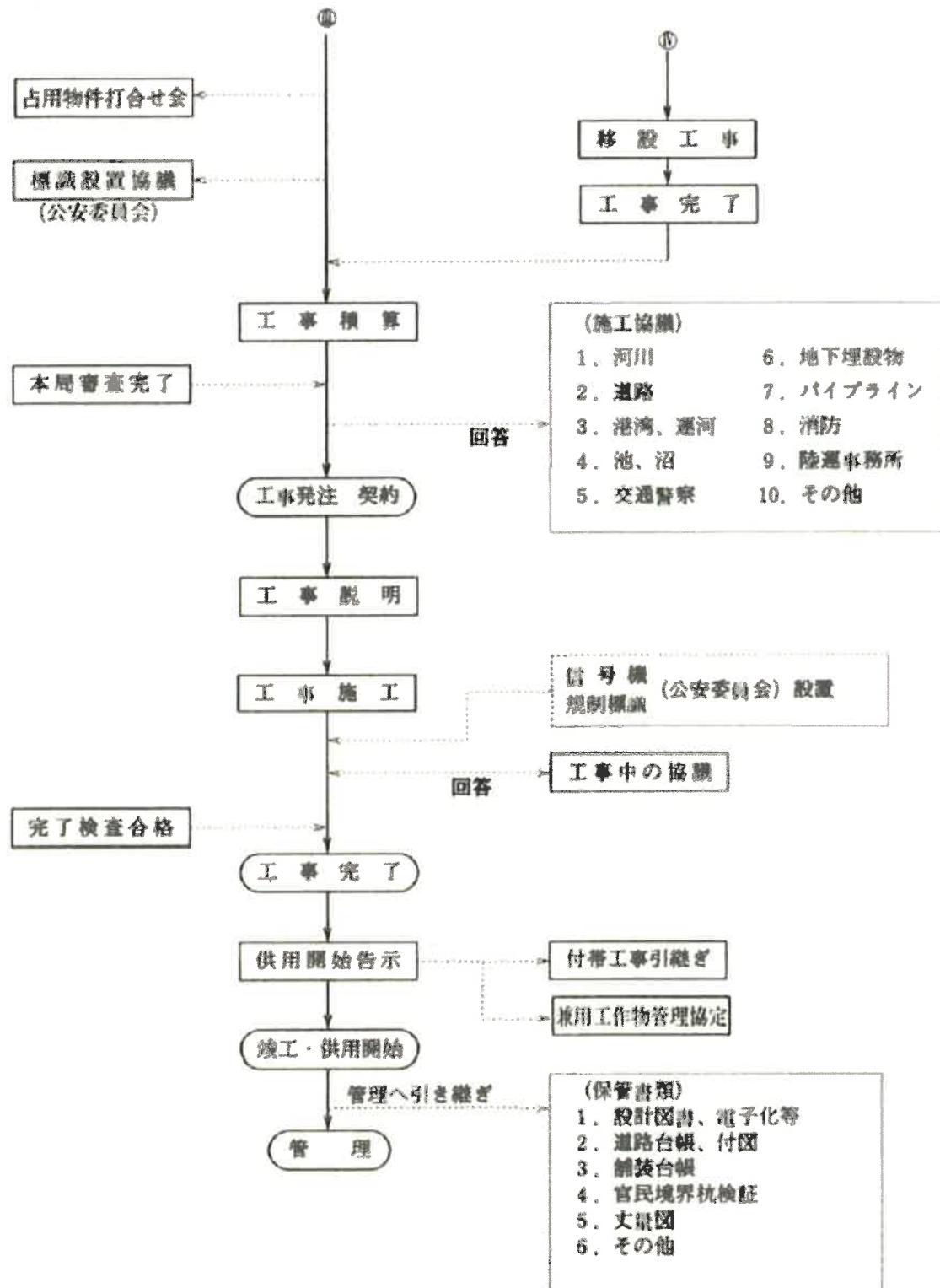


(国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」から)

#### 4 道路の維持管理

道路工事が完了し、供用が開始された後は、良好な状態を保つための維持管理が行われる

図 15 道路計画から管理までの手順④



(沖縄県「土木工事設計要領」平成30年2月版から)

## 第5章 農林水産部における事業計画と公共用地の取得について

### 1 農業農村整備事業

県の農林水産部では、沖縄 21 世紀農林水産業振興計画に基づき農業農村整備事業が進められている。農業農村整備事業の役割は、亜熱帯・島嶼性に適した農林水産業の基盤整備、農林水産物の安全・安心の確立、農業漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、フロンティア型農林水産業の振興である。

これらの役割を達成するため各種事業が積極的に推進されており、その中において、平成 29 年度に公共用地の取得が必要とされた事業は、①農地整備事業、②水利施設整備事業、③農地保全整備事業、④ため池等整備事業、⑤地すべり対策事業、⑥水質保全対策事業である。具体的には、以下のとおりであり、用地取得にかかった費用は総額 3 億 1853 万 7000 円である。

No	予算事業名	事業箇所名	平成 29 年度決算額 (単位 : 千円)
北部農林水産振興センター（土地改良班）			
1	水質保全対策事業	天仁屋地区	7,336
2	同上	宜野座第 5 地区	75
3	同上	伊是名第 2 地区	2,088
4	農地保全整備事業	川平第 2 地区	12,906
5	ため池等整備事業	真喜屋地区	184
小計			22,589
中部農林土木事務所（計画用地班）			
6	地すべり対策事業	平安名 3 期地区	2,615
小計			2,615
南部農林土木事務所（土地改良班）			
7	農地整備事業	吉富地区	1,197
8	水利施設整備事業（補助金事業）	真壁南地区	151,794
9	水利施設整備事業（交付金事業）	中山・志堅原地区	90,680
10	同上	旧東第 2 地区	966
11	水質保全対策事業	八重瀬第 2 地区	2,030
12	同上	眞榮平地区	2,882
13	同上	久米島第 3 地区	2,688
14	農地保全整備事業	旧幕下第 3 地区	1,679
15	同上	旧幕下第 5 地区	1,705
小計			255,621

宮古農林水産振興センター（土地改良班）			
16	農地整備事業	真良瀬嶺地区	846
17	同上	山底地区	1,120
18	水利施設整備事業	イリノゾコ地区	4,853
19	同上	更竹地区	2,862
20	同上	西原第3地区	3,318
21	同上	狭間地区	3,359
22	同上	西中底原地区	740
23	同上	増原地区	400
24	同上	福地地区	1,879
25	同上	稻嶺南地区	988
26	同上	ウヅラ地区	1,327
27	同上	上区西地区	579
28	同上	松原南地区	534
29	同上	加治道地区	1,397
30	同上	西新生地区	4,876
小計			29,078
八重山農林水産振興センター（土地改良班）			
31	農地整備事業（補助金事業）	大座地区	320
32	農地整備事業（交付金事業）	与那良原地区	106
33	同上	南帆安地区	1,226
34	水質保全対策事業	新川第1地区	1,255
35	同上	磯部川第3地区	271
36	同上	新川第2地区	4,510
37	同上	波照間第4地区	765
38	同上	新川第4地区	181
小計			8,634
合計			318,537

## 2 各種事業

### (1) 農地整備事業について

狭小・不整形で分散した農地を集団化し整形することにより、低コストや省力化や、ほ場の整備は拠点産地の形成に寄与し、高能率生産体制の確立を行う事業である。

なお、農地整備事業には、従前、用地取得を伴う農道整備事業が存在したが、同事業

は、平成 21 年度の事業仕分けの対象とされ、農業農道と一般道を区別する意義は薄く、必要があれば各自治体が自ら整備すべきという理由から、平成 22 年度以降廃止された。



(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、合計 6 地区の事業において用地を取得した。その費用は、481 万 500 円である。

### (2) 水利施設整備事業について

国営事業の用件に満たない地域において、水源開発から末端の整備等や、国営かんがい排水事業において整備されたダムや頭首工等の基幹施設から末端の整備を行う事業である。例えば、地下ダムや貯水池の整備、ほ場にスクリンブラーや給水栓を設置する。



(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、合計 13 地区の事業において用地を取得した。その費用は 2 億 7055 万 2000 円である。

### (3) 農地保全整備事業について

農地の浸食防止や防風林の設置を始めとした防風対策等を行う事業である。



みやらがわ第1地区(石垣市)



川平第1地区(伊江村)

(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、合計 3 地区の事業において用地を取得した。その費用は 1629 万円である。

(4) ため池等整備事業について

農地及び農業施設を災害から未然に防ぐための事業で、ため池等の改修や法面の保護、水路の護床等を行う事業である。



瀬戸地区(名護市)



大城地区(南城市)

(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、1 地区の事業において用地を取得した。その費用は 18 万 4000 円である。

(5) 地すべり対策事業について

地すべり等防止方により指定された地すべり防止区域において、地すべりによる農地・農業用施設等の被害を除去・軽減するため、地表水の排除、地下水の排除、土留め工などを実施し、農地等を保全する事業である。

平安名3期地区 (うるま市)



(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、1 地区の事業において用地を取得した。その費用は 261 万 5000 円である。

(6) 水質保全対策事業について

農地及びその周辺の土地の土壤流出を防止し、農村の環境保全に資することを目的に平成 5 年度から開始された事業である。



グリーンベルト



勾配抑制



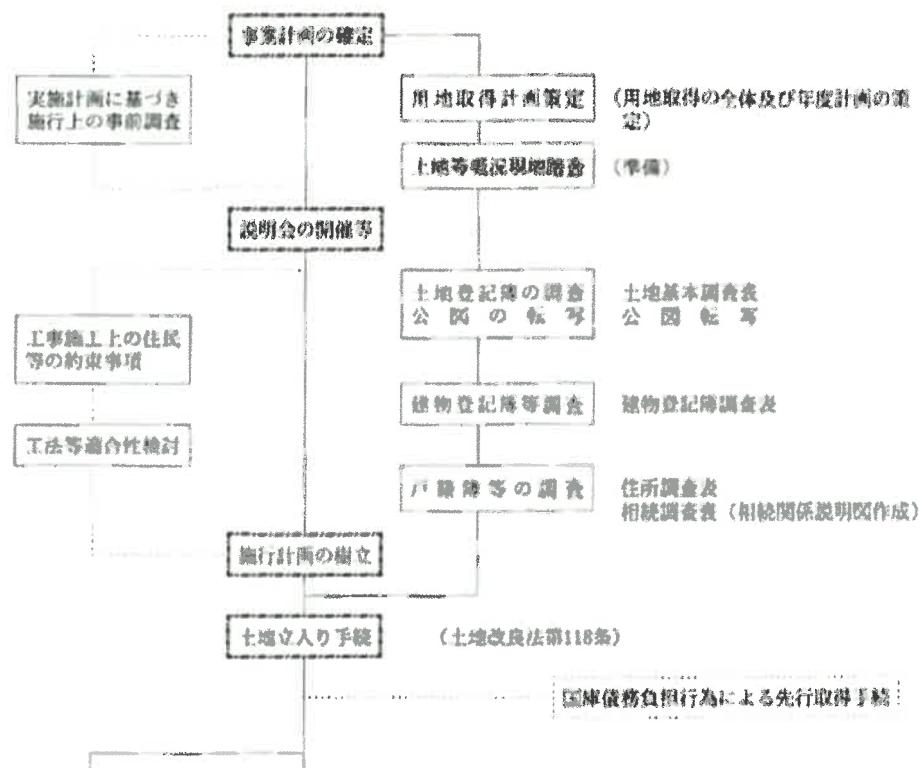
泥砂地

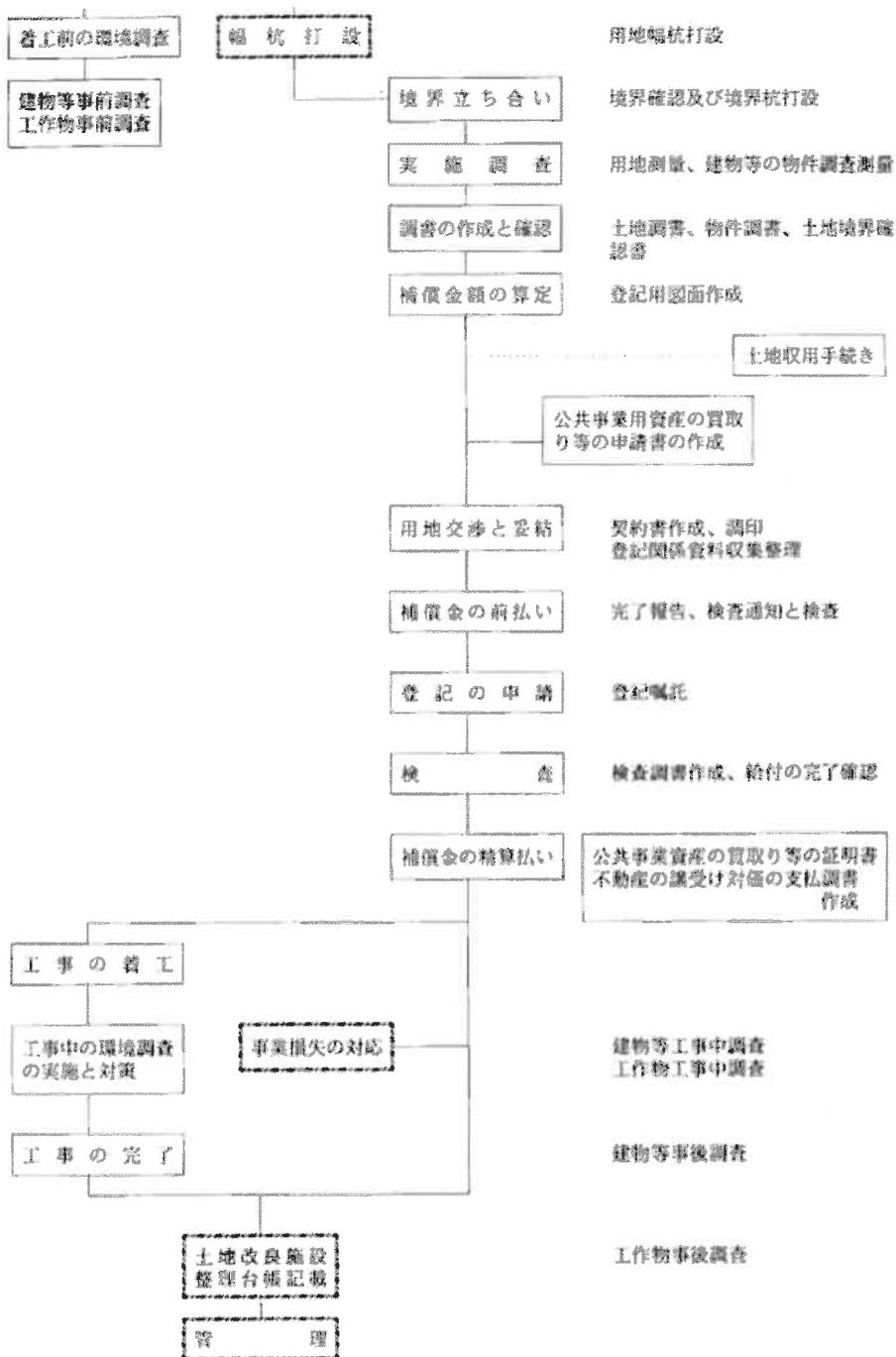
(沖縄県農林水産部「平成 29 年度版沖縄県の農業農村整備」から)

平成 29 年度は、合計 11 地区の事業において用地を取得した。その費用は 2408 万 1000 円である。

### 3 用地取得の流れ

農林水産部における、用地取得の業務は以下のとおりである（手続的には土木建築部等とほぼ同様である。）。工事前に先行買収し、買収完了後に工事を進める。





(沖縄県農林水産部「農業農村整備事業関係用地事務提要」から)

#### 4 本監査における取扱い

平成 29 年度における県(知事部局)の公共用地取得関連費用決算額(以下本章において「公共用地取得関連費用決算額」を「用地取得費」という。)は総額 68 億 9713 万 3000 円であり、その内、農林水産部の農業農村整備事業の用地取得費は総額 3 億 1853 万

7000 円であるから、全体の 5%を占めているにすぎない。

農林水産部の農業農村整備事業における平成 29 年度用地取得費の内訳は、各種事業毎にみると、農地整備事業で 481 万 5000 円、水利施設整備事業で 2 億 7055 万 2000 円、農地保全整備事業で 1629 万円、ため池等整備事業で 18 万 4000 円、地すべり対策事業で 261 万 5000 円、水質保全対策事業で 2408 万 1000 円である。

中でも、水利施設整備事業の用地取得費は約 2 億円に達しており、農業農村整備事業の用地取得費の中の 85%を占めるものである。更に、水利施設整備事業を各地区毎の事業の用地取得費でみると、真壁南地区（排水調整池の整備）が 1 億 5179 万 4000 円、中山・志堅原地区（貯水池の整備）が 9068 万円であり、水利施設整備事業の用地取得費の 90%を占めている。

このように、農業農村整備事業における用地取得費については、貯水池等の水源開発に伴う施設で必要性や割合が高くなる傾向にあるが、地形・地質上、水源開発が可能な箇所は限定的であることから、今後、用地取得費や割合が大幅に増加する可能性は低い。更に、用地取得を伴う農道整備事業についても、平成 21 年度の事業仕分けにより廃止されており、必要性は見られない。

その他、各種事業を各地区毎の事業でみると、上述した水利施設整備事業の真壁南地区及び中山・志堅原地区を除けば、いずれの事業もスクリンプラーの設置や防風林の設置、地すべり対策としての土留め工の実施等、専ら小規模の事業となっており、用地取得費も数十万円から数百万円単位と僅少である。

このように、農林水産部では、県全体に占める農林水産部の用地取得費の割合が 5 %と小さく、各種事業毎、各地区毎の事業でみても、事業規模が小さく、用地取得費も僅少であって、今後も大規模な用地取得の予定もない状況である。

一方で、土木建築部が行う道路・街路の整備のための用地取得費は、総額 63 億 671 万 2000 円であり、県全体の用地取得費の 91%に及ぶ。本監査報告書第 2 部第 4 章記載のとおり、県では、陸送移動のほとんどを自動車に依存している実態があるため、今後も道路・街路の整備の必要性は高く、大規模な用地取得が予定されている。

また、土木建築部と農林水産部では、ほぼ同様の手続きのもと用地取得を実施している。

以上の諸事情に鑑み、農林水産部の用地取得に関しては本監査の対象としないことにした。

## 第6章 その他

### 1 河川事業

#### (1) 河川事業の概要

県には、大小300余の河川があるが、これらの河川のうち特に重要な51水系75河川を2級河川に指定し（指定延長357.8km、流域面積911.57km<sup>2</sup>）整備を進めている。

県の主島である沖縄本島の地形は、細長い形で中央部を100～150mの山地又は、丘陵地帯が縦走し、35～40度の傾斜をなしている。島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると、1/200以上の緩勾配を形成している。県は、地理的条件から台風の通過コースにあたるため、豪雨の頻度が高く、雨による被害が極めて大きい。特に近年は河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下など、河川に係る諸条件が悪化し、浸水被害は増大の傾向にある。そこで、都市地区の河川については、浸水の慢性化、河川護岸の決壊等、今後ますます河川水の氾濫による水害が増大するものと予想されることから早急対策を要する。一方、快適なまちづくりの形成を図るため、水質浄化をはじめ、河川環境整備の促進を図る。

従来は、専ら洪水等の自然災害から人々の生活を守ることを重点的に河川整備がなされ、治水安全度は向上したが、コンクリート張りの護岸が、人々を川から遠ざけていた。そこで、現在では、沖縄らしい自然・環境・景観などに対する多様なニーズを踏まえ、以下の基本方針で河川整備を行っている。

- ❖環境 山、川、海の豊かな自然が息づく川づくり
- ❖治水・利水 人々の豊かさを守り、期待される機能を十分に果たす川づくり
- ❖歴史・ふるさと 歴史にいだかれ、郷土の豊かさとやすらぎをもつ川づくり

このような基本方針に基づき、川幅を拡げ、散策路等も整備することから、川沿いに沿って用地取得の必要性が高く、用地取得面積も広範に及ぶものとなる。



（沖縄県河川課・海岸防災課「おきなわの川と海 2017」より）

#### (2) 事業の種類

国庫事業と県単独事業があるが、比較的規模の大きい用地取得を伴う事業は専ら国庫

事業（社会資本整備総合交付金事業、沖縄振興公共投資交付金事業）である。

#### ア 国庫事業

##### (ア) 社会資本整備総合交付金事業

社会資本整備総合交付金とは、所謂、防災・安全交付金と称されるもので、社会資本整備計画で計画された事業が対象となり、比較的大きな流域の河川で実施される。例えば、国場川、比謝川等の広域河川改修事業、天願川の構造物改築事業等がある。

##### (イ) 沖縄振興公共投資交付金事業

沖縄振興公共投資交付金とは、沖縄振興交付金事業計画で計画された事業が対象となり、比較的小さな流域の河川で実施される。例えば、安謝川の広域河川改修事業、安里川の流域治水対策河川事業、倉敷ダムの堰堤改良事業等がある。

#### イ 県単独事業

国庫補助事業対象外の河川について、災害を未然に防止する目的で局部的な河川事業や、河川管理施設の維持管理等を実施する。具体的には、自然災害防止事業(河川)、臨時河川等改修事業費(河川)、一般河川改修事業、河川維持費、河川受託事業、河川調査費、河川台帳整備費、河川情報システム管理費、応急対応費の9事業がある。

##### (3) 河川事業の用地取得に関する特殊性

河川事業では下流から上流に向かって河川整備を行うのが原則となっている。

上流を改修すると、下流の未改修部分がボトルネック（河川断面が小さくなることで十分な水量を流下させることができない箇所のこと）となって氾濫を引き起こす危険性が高まるため、下流から順次、用地取得を行い、工事を進めている。

## 2 海岸防災課担当事業

### (1) 事業概要と用地取得

我が県は、地理的条件から台風や集中豪雨が多く、急傾斜地の崩壊、高潮等の自然災害が頻繁に発生している。このような自然災害から県民の生命と財産を守るために、海岸防災課において、地すべり対策事業、砂防（土石流）対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び海岸事業を推進している。また、公共土木施設の災害復旧事業についても、同課が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に基づく事業を実施している。これらの事業のうち、地すべり対策事業、砂防対策事業及び海岸事業において、用地取得を実施している。

なお、従来は、地すべり対策事業については、対策施設の用地取得は行わず、地権者の同意で事業を実施していた。もっとも、平成17年ころには九州・沖縄ブロックの各県でも、地すべり対策において用地取得を実施している自治体が増えており、県において

も用地取得の実施の是非が議論されるようになっていた。そのような中、平成18年に中城村安里地区で大規模な地すべり被害が発生した。県がその復旧に向けた対策を講じるにあたって、平成16年発生の新潟中越地震による地すべり災害からの復興中であった新潟県において、用地買収を行って円滑に事業を進めているという事例を参考に、県においても用地取得を行って円滑に事業を推進する必要性があるとの結論に至り、平成18年度からは用地を取得する方針に転換した。なお、地すべり対策と類似の事業として急傾斜地崩壊（がけ崩れ）対策がある。急傾斜地とは、傾斜地の角度が30度以上、高さ5m以上（国庫対象事業の場合は10m以上）の斜面がこれに該当する。地すべり対策と異なり、急傾斜地崩壊対策については、法律上、土地の所有者等が急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならないとされていることもあります（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条），県では用地取得は行わず、地権者において対策ができないという場合に、県が地権者の同意を得て対策事業を実施している。

## (2) 地すべり対策事業

地すべりとは、比較的緩やかな斜面において、山腹や斜面を構成している土地の一部が、地中の粘土層等のすべりや地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象である。これに対して、がけ崩れは急斜面が一気に崩れ落ちる現象であり、地すべりとは異なる現象である。

【地すべり】

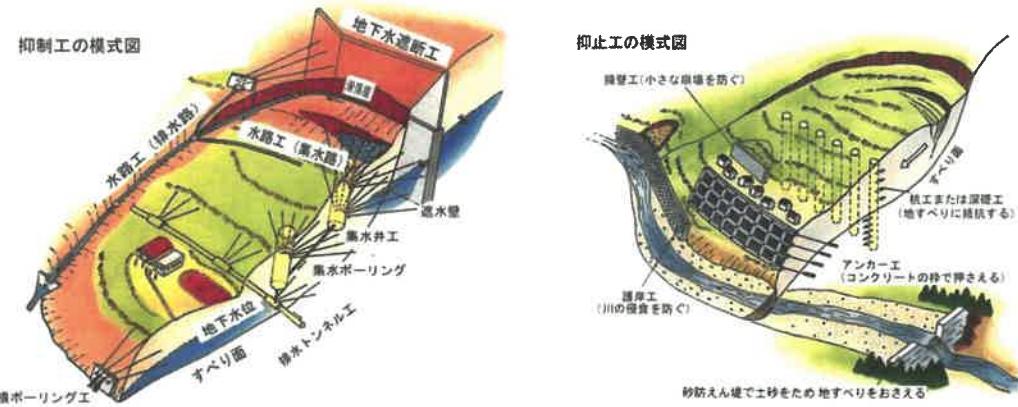


【がけ崩れ】



（沖縄県HP「地すべりとはどんなもの？」「急傾斜地崩壊とはどんなもの？」から）

地すべり対策事業は、地すべり防止区域等について、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等の設置を行うことにより、人家、公共施設、道路、河川、耕作地等に対する被害を除却・軽減するための対策工事である。大きく分類すると抑制工と抑止工にわけられ、抑制工（地下水排除工、水路工、排土工等）は地すべりの元となる要因自身を低減あるいは除去することを目的とし、抑止工（杭工、アンカー工、擁壁工等）は地すべりを構造物で防ぐことにより安定化を図る工事である。



(国土交通省HP「地すべりとその対策」から)

地すべり対策事業における用地取得の実施範囲は、工作物が地表に露出している必要最小限度の範囲で行っている。集水ボーリング等、地中に施工される工作物については、施工同意で工事を行っており、用地を取得していない。

また、道路用地の取得の場合と異なり、地すべり対策事業の用地については、地権者の承諾を得て先に工事を施工し、工事完了後に用地取得を行っている。これは、前述のとおり用地を取得する範囲は工作物が露出している必要最小限度の範囲であるところ、工事を完了してみないと、最終的にどこまでの範囲で用地取得が必要になるのかが確定しない（例えば、地中を掘り進めたら岩石が出てしまったため設計が変更になる等）ためである。

### (3) 砂防対策事業

砂防対策事業とは、土石流による土砂災害から下流部の人家、公共施設や農地等を守るために、土石流をせき止める砂防堰堤（砂防ダム）や床固工等の整備を行う事業である。砂防堰堤とは、土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しづつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設である。床固工とは、河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために設置される工作物である。



【砂防堰堤】

(沖縄県「おきなわの川と海 2017」から)

砂防対策事業においては、道路用地の取得の場合と同様に、工事計画を立てた上で取得予定地を決定し、用地取得を実施している。

#### (4) 海岸事業

海岸事業については、老朽化した護岸により防護機能が確保されない海岸についてその機能の強化・回復を図る老朽化対策緊急事業や、海岸環境整備事業、高潮対策事業等が実施されている。

海岸事業についても、道路用地の取得の場合と同様に工事計画を立てた上で取得予定地を決定し、用地取得を実施している。もっとも、海岸事業は国土の保全を目的としており、施工部分の背後の土地がまさに保全の対象となっていることから、原則として用地取得が生じないよう工事計画を立てている。また、近年はブロックを海中に沈めて人工リーフを作ること等による面的防護と呼ばれる方法も採用されているため、土地の取得を必要とする機会があまり無い。そのため、海岸事業においては、ほとんど用地取得は実施されていない。

#### (5) 本監査での取り扱い

本監査においては、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の主な視点としている。しかし、地すべり対策事業は、事業を実施する土地の地権者から同意を得て、先に工事を実施した後に、必要最小限度の範囲で用地取得をしているものであって、用地取得計画を立てて用地取得を実施するという手続ではない。また、上記各事業の事業規模をみると、海岸事業は平成29年度は用地取得が実施されておらず、地すべり対策事業の用地取得費の計画額は合計7万7000円、砂防対策事業は合計155万円であり、いずれも僅少である。

以上より、本監査においては、海岸防災課が所管する地すべり対策、砂防対策及び海岸事業について、原則として監査対象とはしないこととし、必要に応じて本報告書第4部の各土木事務所の項で若干の説明をする。

### 3 特定駐留軍用地等内土地取得事業

#### (1) 事業の概要

特定駐留軍用地等内土地取得事業とは、県やその他自治体（宜野湾市等）が、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下「跡地利用推進法」という。）に基づいて行っている事業である。

返還が予定されている駐留軍用地（普天間飛行場等）の返還後の跡地利用においては、道路等の様々な社会基盤整備が必要である。しかしながら、今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の約9割が民有地となっており、公有地が極端に少な

いことから、返還後の社会基盤整備を迅速に進めることができるとなる可能性がある。そのため、跡地利用を迅速に進めるために跡地利用推進法が制定され、返還前から駐留軍用地内の土地を公共施設用地として取得する本事業が行われている。

県においては、平成 29 年度、普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区跡地について、本事業が実施されている。なお、県は本事業における用地取得を公社に委託しており、平成 29 年度委託料は 2 億 7188 万 4000 円（決算ベース）であった。

### (2) 事業の特殊性

本事業における土地取得の流れは、次のようなものである。

まず、対象となっている駐留軍用地（特定駐留軍用地：内閣総理大臣が指定した駐留軍用地）の地権者から県（窓口は宜野湾市）に対する買取り申出を受けて、県と市で買取りの検討を行う。その後、地権者と県で買取りの協議を行い、協議が成立すれば、買取り手続が行われ、地権者から県が土地を買取ることになる。

県は、本事業により確保する予定面積を設けており、その予定面積を取得できるよう本事業を進めている。例えば、普天間飛行場は道路用地としての確保を目的として、17.15ha を先行取得予定面積としており、平成 29 年度までに 9.5ha を取得している。

このように、本事業においては、対象駐留軍用地の内、どの部分の土地を取得しなければならないという特定の土地の取得計画があるわけではなく、あくまで予定面積を確保するという目的の事業である。

### (3) 本監査での取り扱い

本監査においては、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の視点としている。しかし、本事業はそもそも、用地取得計画が存在せず、用地取得計画を立て、用地取得を実施するという面が存在しない。そして、地権者からの買取り申出を受けて、県は対応するという性質の事業であるため、用地取得のための交渉を進めるという面も乏しい。

そのため、本監査においては、本事業を個別的な監査対象とはしないこととした。

## 4 道路防災保全事業

### (1) 事業の概要

本事業は、既存道路において、既存の施設をそのまま放置すれば、交通に支障を及ぼす恐れのある箇所について、災害等の発生を未然に防ぐための事業である。

県土木建築部道路管理課補修班が担当しており、平成 29 年度において事業として行っている箇所は県道 2 号線、名護本部線、田名野甫線及び玉城那霸自動車道線であり、平成 29 年度決算額は、2740 万 238 円であった。

## (2) 事業の流れと用地取得

各土木事務所職員は、既存道路の状況を確認するための日常的なパトロール及び天災後の状況確認パトロールを行っている。これらのパトロールにより、危険箇所が発見された場合、土嚢の設置等の応急対応を実施する（右記写真（県提供資料）参照）。

危険箇所について、恒久対策が必要と判断された場合には、点検業務を行う。点検業務の上で、災害対策が早期に必要な箇所と判定された施設等について、優先的に対策を実施することを決定し、国へ予算要求を行う。

そして、予算措置後、測量及び詳細設計を行い、買収用地面積を確定、その後用地取得を行う。用地取得後、対策工事を実施する（右記写真（県提供資料）参照）。

## (3) 本監査での取扱い

県においては、毎年台風が来襲すること及び近年短時間高強度降雨が発生する傾向であることから、毎年度6箇所程度、災害対策が早期に必要と判定される箇所が生じている。そのため、本事業は、毎年度どこかの箇所の対策を行っているという形で、継続している事業であり、事業末期は設けていない上、全体事業費も変動的である。

本監査においては、上述したように、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の視点としている。しかし、本事業は災害対策が必要とされる箇所に対して、用地取得及び対策工事をその都度実施しているものであり、用地取得計画を立て、用地取得を実施するという側面は乏しい。また、事業規模が小さく、用地取得費も僅少である。

そのため、本監査においては、本事業を個別的な監査対象とはしないこととした。

## 5 住宅課事業

県営大謝名団地の建替えにあたり、敷地内に旧法定外公共物の旧里道が含まれていることが判明した。

旧法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物のうち、現に、公共的な用途に使用されていないものを指し、その代表例として、機能を喪失した



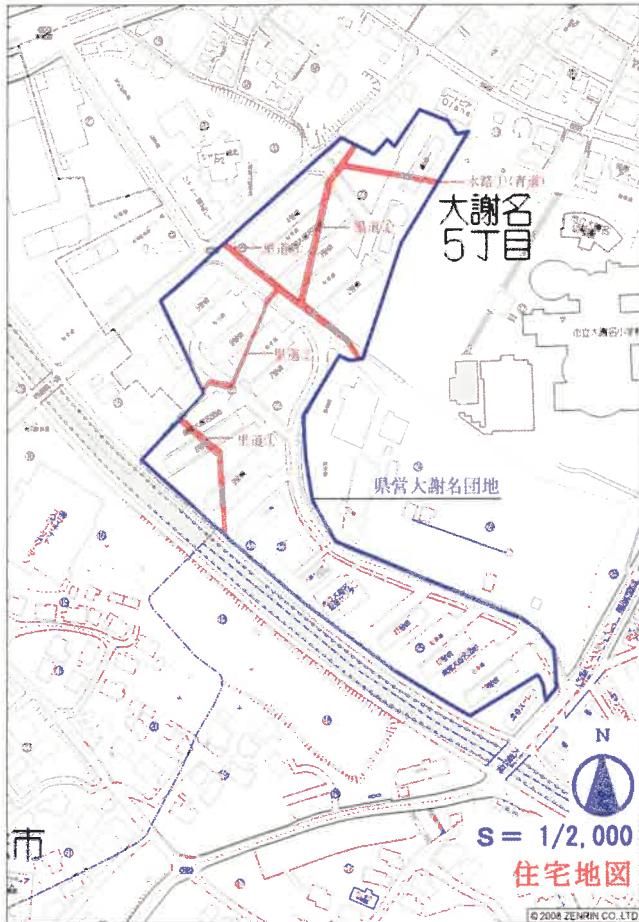
旧里道や旧水路などがある。旧法定外公共物は国（以下、沖縄総合事務局）が管理し、境界確定や購入手続きは沖縄総合事務局統括公有財産管理官へ問い合わせが必要となる。なお、平成12年4月1日施行の地方分権一括法により、平成17年4月以降、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物である里道や水路のうち、その機能を有しているものは法定外公共物として、市町村が管理をしている。一般的に、里道は赤道・赤線・赤地、水路は青道・青線・青地などと呼ばれている。

県は、沖縄総合事務局より図1の旧里道①～④の買取を行うよう通知を受け、平成30年3月1日付国有財産売買契約に基づき買取を行った。買取面積は旧里道4筆合計約562m<sup>2</sup>、平成29年度決算額は697万5000円(1万2411円/m<sup>2</sup>)である。買取にあたり売主の総合事務局及び買主の県において、それぞれ鑑定評価を行い、低い評価額となった。平成28年3月現在県公営住宅は130団地、16,891戸である。

県営住宅に係る新規事業はなく、今後、用地取得はない。なお、県営団地に係る建替えについては、敷地内に旧里道が介在する場合、大謝名団地と同様に国より旧里道買取の可能性がある。

本監査での取り扱いについて、本事業は偶発的・突発的な用地取得であり、予算計上も県営住宅建替にあたり敷地内に里道が介在するケースにおいて顕在化するため、用地取得計画を立てて用地取得を実施するという手続ではなく、本監査において個別的な監査対象とはしない。

図 1



## 6 未買収道路用地取得事業

未買収道路用地取得事業は、沖縄の特殊事情として太平洋戦争中及び戦後において、日本軍、米軍又は当時の行政庁による道路新設又は改良工事の際に、土地所有権を取得することなく道路敷地に編入された土地(通称：つぶれ地)について、未買収のため用地補償を必要とするものを取得する事業である。

### (1) 未買収道路用地取得事業の概要

#### ア 国道、県道及び市町村道未買収道路用地取得事業

未買収道路用地取得事業は、前述のとおり沖縄の特殊事情により国道、県道及び市町村道に指定及び認定された道路のつぶれ地補償処理を行う業務である。当該事業は、戦後処理事業の一環として買上補償の推進を図っている。

なお、本事業を実施することにより、道路の維持管理はもちろんのこと、その他の道路関連事業の実施についてもその円滑推進に寄与するものである。

国、県道のつぶれ地補償は、1951年9月8日サンフランシスコ講和条約発効前（昭和16年12月8日～昭和27年4月27日まで）のものについては全額国庫補助で実施し、発効後（昭和27年4月28日～昭和47年5月14日まで）のものについては国庫補助及び県単独事業で実施している。幹線市町村道のつぶれ地補償は、講和条約発効前（昭和16年12月8日～昭和27年4月27日まで）のものについては、10分の8の国庫補助で市町村において実施している。

#### イ 経緯及び実績

国、県道のつぶれ地補償は、昭和47年度から着手し、平成29年度までに国道が全体計画面積196,000m<sup>2</sup>、金額82億200万円に対し、面積189,700m<sup>2</sup>（96.8%）、金額81億4300万円（99.3%）、また、県道が全体計画面積2,549,984m<sup>2</sup>、金額634億610万円に対し、面積2,377,940m<sup>2</sup>（93.3%）、金額621億6800万円（98.0%）を達成している。幹線市町村道のつぶれ地補償は、昭和54年度から着手され、平成29年度までに全体計画面積2,627,041m<sup>2</sup>、金額1000億8100万円（平成8年7月見直し）に対し、面積2,482,150m<sup>2</sup>（94.5%）、金額1004億4200万円（100.4%）の達成状況となっている。

つぶれ地買収進捗表

作成：平成30年6月13日 土木建築部 道路管理課

(単位: m<sup>2</sup>、百万円)

項目	全体計画		買収実績 (うち平成29年度実績)				平成30年度計画		平成30年度以降残	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
国庫補助事業	補助国道	196,000	8,202	169,700 (98.8%)	8,143 (99.3%)	(0)	(0)	0	0 (3.2%)	59 (0.7%)
	県道 (旧軍道、策定築道等)	2,195,990	80,966	2,112,196 (98.2%)	59,907 (98.3%)	(71)	(3)	346	15 (3.8%)	1,059 (1.7%)
	市町村道 (幹線道路分)	2,627,041	100,081	2,462,150 (94.5%)	100,442 (100.0%)	(824)	(29)	968	36 (5.5%)	144,891 -
	合計(補助事業分)	5,919,031	169,248	4,734,946 (95.3%)	168,492 (99.8%)	(895)	(32)	1,914	51 (4.7%)	1,118 (0.7%)
県単独事業	県道 (旧琉球政府道)	353,994	2,495	265,744 (75.1%)	2,261 (90.6%)	(0)	(0)	2,245	3 (24.9%)	234 (9.4%)
	合計(県道分)	2,513,924	63,461	2,371,949 (93.3%)	62,708 (98.3%)	(71)	(3)	2,591	18 (6.7%)	172,044 (2.4%)
	合計(全体)	5,373,025	171,744	5,093,795 (94.0%)	171,253 (99.3%)	(895)	(32)	3,509	64 (3.9%)	519,285 (1.3%)

(注) 全体計画は、國・県道については平成4年7月現在、市町村道については平成8年7月現在で見直したものである。

(県提供資料)

## (2) 本監査での取り扱い

本監査においては、公共用地取得計画が適切に遂行されているかといった点を監査の主な視点としている。県では、戦後処理に係る未買収道路用地取得事業（補助事業）と、通常の道路事業により生じる用地買収とは区別し、前者を本庁（県道路管理課）にて執行し、後者を各土木事務所にて執行している。前記平成30年6月13日付つぶれ地買収進捗表では、平成29年実績で県全体のうち県道分の実施進捗面積は約93.3%，平成30年以降残存面積は約6.7%である。毎年度つぶれ地調査を行い、所有者不明地や国内外所有者などの事案も多く、事務処理に時間的・経済的負担の掛かるものが多い。

買収価格は、道路管理課内において路線価、近傍取引価格を参考に算定している。

買収方法は地権者へ直接本庁の担当者が交渉を行い、買収を行っている。契約ベースで昨年は1件程度、一昨年は3件程度で、路線ごとの優先順位はなく、買取見込がある路線から行い、収用裁決申請に至ったものは現時点ではない。

未買収道路用地取得事業（補助事業）は、毎年度予算計上を行い、事業の継続可能性が認められるが、事業完了時期は不明であり、用地取得計画を立てて迅速・確実に用地取得を実施するという手続ではなく、本監査において個別的な監査対象とはしない。